

広報

たまか



2021.11

No.190

まちのようす

| | |
|-----|--------|
| 人口 | 7,767人 |
| 男性 | 3,717人 |
| 女性 | 4,050人 |
| 世帯数 | 3,800戸 |

(令和3年9月末現在)

たくさんとれたよ！

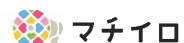


芋ほり体験

驚敷小学校 & 那賀高校

今月の主な内容

- 人事行政の運営等の状況の公表 P. 2~ 4
- 令和2年度決算状況と令和3年度財政事業の公表 P. 5~ 9
- 令和4年那賀町成人式 P. 15



マチを好きになるアプリ



- 那賀町ホームページ <http://www.town.tokushima-naka.lg.jp/>
- 那賀町携帯サイト <http://mobile.town.tokushima-naka.lg.jp/>

—— 那賀町ホームページには携帯サイトもあります ——
携帯電話でも那賀町のお知らせや行事・連絡先や道路災害情報など主な情報を見ることができますので、ぜひご活用ください。



(5) 部局別職員数

(単位：人)

| 部局別 | 令和2年 4月1日 | 令和3年 4月1日 | 条例に定める職員定数 令和3年4月1日現在 |
|------------|--------------|--------------|--------------------------|
| 町長の事務部局 | 232 | 235 | 250 |
| 議会の事務部局 | 2 | 2 | 3 |
| 教育委員会の事務部局 | 24 | 24 | 30 |
| 農業委員会の事務部局 | 1 | 1 | 1 |
| 監査委員の事務部局 | 1 | 1 | 3 |
| 消防職員 | 33 | 33 | 35 |
| 合計職員数 | 293 | 296 | 322 |

(6) 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在 単位：人)

| 区分 | 部門 | 職員数 | | | 対前年増減数 | |
|-----------|------|------|------|------|--------|------|
| | | 令和1年 | 令和2年 | 令和3年 | 令和2年 | 令和3年 |
| 一般行政部門 | 議会 | 2 | 2 | 2 | 0 | 0 |
| | 総務 | 50 | 48 | 48 | ▲2 | 0 |
| | 税務 | 6 | 5 | 5 | ▲1 | 0 |
| | 民生 | 60 | 57 | 56 | ▲3 | ▲1 |
| | 衛生 | 32 | 33 | 36 | 1 | 3 |
| | 労働 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 農林水産 | 19 | 19 | 18 | 0 | ▲1 |
| | 商工 | 5 | 5 | 5 | 0 | 0 |
| | 土木 | 10 | 10 | 10 | 0 | 0 |
| 小計 | 184 | 179 | 180 | ▲5 | 1 | |
| 特別行政部門 | 教育 | 22 | 24 | 24 | 2 | 0 |
| | 消防 | 33 | 33 | 33 | 0 | 0 |
| | 小計 | 55 | 57 | 57 | 2 | 0 |
| 公営企業等会計部門 | 病院 | 54 | 51 | 54 | ▲3 | 3 |
| | 水道 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | その他 | 4 | 6 | 5 | 2 | ▲1 |
| | 小計 | 58 | 57 | 59 | ▲1 | 2 |
| 合計 | 297 | 293 | 296 | ▲4 | 3 | |

※職員数は、各年度の4月1日現在定員管理調査に基づき算出しています。ただし、町長、副町長、教育長、再任用(短時間勤務)は、除いています。

※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません。

2. 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

(単位：千円)

| 区分 | 歳出額 | 実質収支 | 人件費 | 人件費率 |
|-------|------------|---------|-----------|-------|
| 令和2年度 | 12,013,880 | 682,308 | 2,062,174 | 17.2% |

※人件費には、議員、委員等報酬、特別職に支給される給料及び市町村職員共済組合負担金等を含みます。

(2) 職員給与費の状況(普通会計予算)

(単位：千円)

| 区分 | 職員数 A | 給与費 | | | | |
|-------|----------|--------|---------|---------|---------|-----------|
| | | 報酬 | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計 B |
| 令和3年度 | 328人 | 85,083 | 947,683 | 172,011 | 379,671 | 1,584,448 |

※給与費は、令和3年度一般会計予算書及び令和3年度ケーブルテレビ事業特別会計予算書に計上された数値です。

※会計年度任用職員に支給される報酬、給料等を含みます。

1人当たり給与費
B/A
4,831

(3) ラスパイレス指数

| 年度 | 各年4月1日現在 |
|-----|----------|
| H28 | 95.2 |
| H29 | 95.8 |
| H30 | 95.9 |
| R1 | 96.4 |
| R2 | 96.6 |

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数を言います。

(4) 職員の平均給与額

(単位：円)

| 会計年度 | 職種区分 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|------|-------|------|---------|-----------|
| 令和2年 | 一般行政職 | 43.8 | 319,300 | 374,300 |
| | 医師職 | 39.3 | 420,200 | 1,224,400 |
| | 技能労務職 | 52.6 | 279,100 | 303,100 |
| 令和3年 | 一般行政職 | 43.3 | 314,200 | 370,200 |
| | 医師職 | 40.8 | 429,500 | 1,190,200 |
| | 技能労務職 | 53.2 | 284,200 | 309,800 |

※平均給料月額とは、各年度の4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※平均給与月額とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、通勤手当、地域手当、住房手当、時間外勤務手当、宿直手当などの諸手当の額を合計したものです。

※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により算出したものです。

人事行政の 運営等の状況の公表

「那賀町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、その概要を公表します。



1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の総数

ア 常勤職員数

(単位：人)

| 区分 | 令和2年 4月1日 職員数 | 令和2年4月2日以降 | | 令和3年 4月1日 採用者数 | 再任用者数 ()はうち 短時間 | 区分別の 異動者数 | 令和3年 4月1日 職員数 | 備考 |
|---------|---------------------|------------|-----------------------|----------------------|------------------------|--------------|---------------------|----|
| | | 採用者数 | 退職者数 ()はうち 再任用 | | | | | |
| 本庁等 | 209 | | 14 (6) | 8 | 6 | | 209 | |
| 病院・診療所等 | 51 | | 7 (3) | 9 | 2 (1) | | 54 | |
| 消防 | 33 | | 1 (1) | 0 | 1 | | 33 | |
| 合計職員数 | 293 | 0 | 22(10) | 17 | 9 (1) | 0 | 296 | |

※職員数は、町長、副町長、教育長、再任用(短時間勤務)は、除いています。

※非常勤職員・臨時的に雇用された職員は含まれていません。

イ 非常勤職員数

(令和3年4月1日現在) (単位：人)

| 再任用短時間勤務職員 | | 臨時的任用職員 | | フルタイム会計年度任用職員 | |
|----------------|---|---------|---|---------------|----|
| 週23時間 45分勤務 | | 看護師 | 0 | 看護師 | 4 |
| 看護師 | 1 | 保育教諭 | 0 | 保育教諭 | 9 |
| 計 | 1 | 町費講師 | 8 | 町費講師 | 0 |
| | | 計 | 8 | 計 | 13 |

(2) 職員の採用状況

(単位：人)

| 採用年月日 | 職種 | 男 | 女 | 合計 | 備考 |
|--------------|-------|---|----|----|-----------------------|
| 令和2年 4月1日 | 行政職 | 5 | 6 | 11 | 新採11 (保健師1、看護師3含む) |
| | 医療職 | 2 | | 2 | 医師2 |
| | 技能労務職 | | | 0 | |
| 計 | | 7 | 6 | 13 | |
| 令和3年 4月1日 | 行政職 | 4 | 9 | 13 | 新採13 (看護師2含む) |
| | 医療職 | 3 | 1 | 4 | 医師4 |
| | 技能労務職 | | | 0 | |
| 計 | | 7 | 10 | 17 | |

(3) 再任用の状況

(単位：人)

| 採用年月日 | 職種 | 男 | 女 | 合計 | 備考 |
|--------------|-------|---|---|----|--------|
| 令和2年 4月1日 | 行政職 | 3 | 3 | 6 | 内1名短時間 |
| | 医療職 | | | 0 | |
| | 技能労務職 | | 4 | 4 | |
| 計 | | 3 | 7 | 10 | |
| 令和3年 4月1日 | 行政職 | 4 | 2 | 6 | 内1名短時間 |
| | 医療職 | | | 0 | |
| | 技能労務職 | | 3 | 3 | |
| 計 | | 4 | 5 | 9 | |

(4) 職員の退職状況

(単位：人)

| 退職年度 | 職種 | 男 | 女 | 合計 | 備考 |
|--------|-------------|---|----|----|------|
| 令和1年度中 | 定年退職 | 1 | 2 | 3 | |
| | 勸奨退職 | 1 | 6 | 7 | |
| | 普通退職(自己都合)等 | 2 | 3 | 5 | 医師含む |
| 計 | | 4 | 11 | 15 | |
| 令和2年度中 | 定年退職 | 2 | 1 | 3 | |
| | 勸奨退職 | 1 | 1 | 2 | |
| | 普通退職(自己都合)等 | 4 | 3 | 7 | 医師含む |
| 計 | | 7 | 5 | 12 | |

| 名 称 | 算定方法 | 支給割合又は月額 | |
|---|--|--------------------------------------|-------------|
| | | 支給割合 | 月額 |
| 医 師 | 病院長・診療所長 | 給料月額と扶養手当月額を加算した額に右記に掲げる支給割合を乗じて算定する | 30%以内 |
| | 医長・所長補佐 | | 15%以内 |
| | 医師臨床手当 | | 10%以内 |
| | 医師危険手当 | | 5%以内 |
| | 医師放射線手当 | | 5%以内 |
| 医師時間外勤務時間診療業務従事手当 | 毎月定額 | 月額150,000円以内 | |
| 看護師 | 主任看護師 | | 月額5,000円 |
| | 看護師危険手当 | | 月額3,000円 |
| その他 | 放射線技師 | | 月額5,000円 |
| | 薬剤師 | | 月額3,000円 |
| | 理学療法士 | 毎月定額 | 月額3,000円 |
| | 作業療法士 | | 月額3,000円 |
| | 管理栄養士 | | 月額3,000円 |
| | 検査技師 | | 月額3,000円 |
| | 介護補助・看護補助業務従事手当 | | 月額3,000円 |
| | 救急救命士手当 | 毎月定額 | 月額3,000円 |
| 消 防 員 | 潜水手当 | 人命救助等の潜水作業に従事した時間 | 1時間当たり310円 |
| | 徳島県防災ヘリコプター搭乗派遣手当 | 毎月定額 | 月額6,000円 |
| 犬猫鹿等死体処理作業従事職員 | 1回定額 | 1回1,000円 | |
| 感 染 症 防 疫 等 作 業 受 持 手 | — | 1日定額 | 1日1,000円 |
| | 特例 | 1日定額 | 1日3,000円 |
| | 特例(長期又は接触) | 1日定額 | 1日4,000円 |
| 地域手当 | 医師(給料+管理職手当+扶養手当)×0.10 一般職 国に準ずる(徳島市2%等) | | |
| 初任給調整手当 | 採用1年目から35年以内の医師に支給 月額414,800円以内 | | |
| 退職手当 | 勤続年数 | 事由 | |
| | | 自己都合 | 定年・応募認定 |
| | 勤続20年 | 19.66950月分 | 24.586875月分 |
| | 勤続25年 | 28.03950月分 | 33.270750月分 |
| | 勤続35年 | 39.75750月分 | 47.709000月分 |
| 最高限度 | 47.709000月分 | 47.709000月分 | |
| ※定年前早期退職時 退職手当の基礎となる額に2%から最大で30%の加算があります。 | | | |

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

(8) 特別職の報酬等の状況

令和2年度の状況は次のとおりです。(単位：円)

| 区 分 | 給 料 月 額 等 | | | |
|---------------|-----------|-------------------|--------------------------|--------------------------------|
| 給 料 | 町 長 | 723,000 | | |
| | 副 町 長 | 578,400 | | |
| | 教 育 長 | 532,500 | | |
| 報 酬 | 議 長 | 255,900 | | |
| | 副 議 長 | 218,100 | | |
| | 常任委員長 | 200,200 | | |
| | 議会運営委員長 | 200,200 | | |
| | 議 員 | 182,000 | | |
| 期末手当(令和2年度実績) | 町 長 | 6月期 | 1,450月 | ※給料又は報酬月額の15%が期末手当の基礎額に加算されます。 |
| | 副 町 長 | 12月期 | 1,400月 | |
| | 教 育 長 | 合 計 | 2,850月 | |
| | 議 長 | 6月期 | 1,450月 | |
| | 副 議 長 | 12月期 | 1,400月 | |
| 議 員 | 合 計 | 2,850月 | | |
| 退職手当 | 町 長 | 在職一ヶ月につき43.50/100 | ※退職手当の支給時期は任期満了時又は退職時です。 | |
| | 副 町 長 | 在職一ヶ月につき25.75/100 | | |
| | 教 育 長 | 在職一ヶ月につき20.00/100 | | |

※退職手当については徳島県市町村総合事務組合に事務委任しています。

3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

令和2年度

| 1週間の勤務時間 | 開始時刻 | 終了時刻 | 休憩時間 |
|----------|-------|--------|---------------|
| 38時間45分 | 8時30分 | 17時15分 | 12時00分～13時00分 |

※令和2年度の1日の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの1日7時間45分、週38時間45分勤務で、原則週休2日制となっています。町民サービスの向上、業務の効率化、経費の削減等の目的で、勤務時間を振替して、勤務時間帯をずらしたり、交代で勤務するなど、業務内容によって異なる勤務形態を取る部署もあります。

(5) 初任給基準(令和3年4月1日現在)

(単位：円)

| 職 種 区 分 | 試験の種類 | 学歴免許等 | 級 号 体 | 給料月額 |
|---------|-------|-------|-------|---------|
| 一般行政職 | 上 級 | 大学卒 | 1-25 | 182,200 |
| | | 短大3卒 | 1-19 | 168,900 |
| | 中 級 | 短大2卒 | 1-15 | 163,100 |
| 技能労務職 | 技能職 | 高校卒 | 1-5 | 150,600 |
| | | 高校卒 | 1-13 | 143,800 |
| | 労務職 | 高校卒 | 1-1 | 132,300 |

(6) 一般行政職の級別職員数の状況

| 令和3年4月1日現在 | | | | 令和2年4月1日 | |
|------------|-------------------------|-----|--------|----------|--------|
| 級区分 | 標準的な職務の内容 | 職員数 | 構成比(%) | 職員数 | 構成比(%) |
| 6 | 参事・困難な業務を処理する課長 | 24 | 16.3 | 25 | 17.4 |
| 5 | 課長・主幹・課長補佐 | 45 | 30.6 | 45 | 31.2 |
| 4 | 主査・困難な業務を分掌する係長 | 21 | 14.3 | 25 | 17.4 |
| 3 | 係長・主任・特に経験を必要とする業務を行う主事 | 21 | 14.3 | 15 | 10.4 |
| 2 | 経験を必要とする業務を行う主事 | 11 | 7.5 | 14 | 9.7 |
| 1 | 主事・主事補・技師補 | 25 | 17.0 | 20 | 13.9 |
| 合 計 | | 147 | 100.0 | 144 | 100.0 |

※那賀町の職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
※標準的な職務の内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務を示しています。
※各欄の数値は、地方公務員給与実態調査により抜粋したものです。

(7) 職員手当の状況 制度の状況(令和3年4月1日現在)

| 手当の種類 | 支 給 内 容 等 | | |
|-------------------------------|---|-------------------------------|----------|
| 扶養手当 | ・ 配偶者 月 6,500円 ・ 子(22歳まで) 月10,000円 ・ 父母等 月 6,500円 ・ 特定期間の加算 子のうち15歳から22歳の者は、5,000円加算 | | |
| 通勤手当 | 通勤のために自動車等を使用し、距離片道2キロメートル以上の者に支給する。 ・ 2 km以上6 km未満 4,200円 ※以上4 km毎に段階的に2,500円から2,800円増額 ・ 6 km以上10 km未満 6,000円 ・ 10 km以上14 km未満 8,400円 | | |
| 住居手当 | 居住するための住宅を借り受け、使用料を支払っている場合に支給する。 家賃額(月) 住居手当支給額(月) ・ 25,000円以下 → 家賃額-14,000円 ・ 25,000円超59,000円未満 → (家賃額-25,000円)×1/2+11,000円 ・ 59,000円以上 → 28,000円 | | |
| 管理職手当 | 職区分 職務の級 区 分 | 管理職手当額 備考 | |
| | 行政職 6級 参事 課長 | 49,400円 職に応じて30,000円から40,000円 | |
| 時間外勤務手当等 | 時間外勤務の種類 | 時間外勤務手当1時間の算出=給料の時間単価×下記の支給割合 | |
| | 勤務日の時間外勤務 | 100分の125 | |
| 宿 日 直 手 当 等 | 勤務日の時間外勤務(月60時間超過) | 100分の150 | |
| | 土曜日等の時間外勤務 | 100分の135 | |
| | 土曜日等の時間外勤務(月60時間超過) | 100分の150 | |
| | 土曜日等の時間外勤務のうち週休日振替分 | 100分の35 | |
| | 午後10時から翌日午前5時までの勤務 | 上記の率にそれぞれ100分の25を加算 | |
| 宿 日 直 手 当 等 | 宿・日直一回につき | | |
| | 本庁、支所 | 4,400円 | |
| | 病 院 | 5,000円 | |
| | 医 師 | 15,000円 | |
| 期末勤続手当(令和2年度支給実績) | 支給時期 | 期末手当支給月数 | 勤続手当支給月数 |
| | 6月期 | 1.300月 | 0.950月 |
| | 12月期 | 1.250月 | 0.950月 |
| | 1年間計 | 2.550月 | 1.900月 |
| ※役職により給料月額5～15%が手当基礎額に加算されます。 | | | |

5. 服務の状況

(1) 職務専念義務免除

職員は、法律や条例に特別の定がある場合を除いて、勤務時間及び職務上の注意力のすべてを用いて全力をあげて職務に専念しなければなりません。しかし、合理的理由がある場合には、特例として職務専念義務を免除することを認めています。那賀町では、次の場合が職務専念義務の免除に該当します。

1. 研修を受ける場合
2. 人間ドックや健診などの福利厚生に基づく事業に参加する場合

(2) 訓告等の状況

訓告等は、職員等に非違行為に対する責任を自覚させるとともに、服務を厳正に保持するため、職員等に対する指導監督上の措置として行うものです。

(単位：人)

| 措置事由 | 訓告 | 嚴重注意 | 合計 |
|----------------------------|----|------|----|
| 1 法令に違反した場合 | 0 | 0 | 0 |
| 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 | 0 | 1 | 1 |
| 3 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 1 | 1 |

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況 令和2年度の研修の状況は次のとおりです。

○ 外部研修

| 研修の種類 | 受講者数(人) | |
|-----------------|---------------|----|
| 一般研修 | 新規採用職員 | 11 |
| | 職員Ⅰ | 8 |
| | 職員Ⅱ | 0 |
| | 係長級 | 3 |
| | 課長補佐級 | 6 |
| | 課長級 | 1 |
| 特別研修 | 財務事務研修 | 11 |
| | 監査事務研修 | 2 |
| | 特定個人情報保護研修 | 1 |
| | 会計年度任用職員制度研修 | 1 |
| | 災害マネジメント支援員講座 | 1 |
| 定住自立圏共生ビジョン取組事業 | マイナンバー研修 | 12 |
| 合計 | 57 | |

(2) 令和2年度勤務成績の評定の状況は次のとおりです。

| 勤務成績証明者 | 基準 | 講ずる措置 |
|--------------------|---------------------------------------|-------|
| その職務について監督する地位にある者 | 規則で定めた昇給日前一年間全部を良好な成績で勤務したとき(年齢55歳未満) | 4号給昇給 |

7. 職員の福祉及び利益の保護の状況

那賀町では、職員の福利厚生制度として、町内医療機関での健康診断を受けた場合は毎年、人間ドックを受診した場合は3年に1回、受診経費の一部を助成しています。平成28年度からは人間ドックについても毎年の助成を行っています。令和2年度受診者数

| 区分 | 受診者数(人) | 備考 |
|---------------|---------|----------|
| 人間ドック(脳ドック含む) | 159 | |
| 健康診断 | 45 | 医療機関受診人数 |

8. 競争試験及び選考の状況

令和2年度実施 職員採用競争試験の受験者及び合格者数 (単位：人)

| 区分 | 受験者数 | | 合格者数 | |
|----------|------|------|------|------|
| | うち男性 | うち女性 | うち男性 | うち女性 |
| 一般事務 | 35 | 18 | 7 | 3 |
| 医療事務 | 4 | 4 | 3 | 3 |
| 保健師 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 看護師・准看護師 | 3 | 1 | 2 | 2 |
| 合計 | 44 | 20 | 12 | 3 |

選考による採用はありません。

9. 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和2年度措置要求はありません。

10. 不利益処分に関する不服申立ての状況

令和2年度該当はありません。

(2) 休暇制度の概要(令和3年4月1日現在)

- 年次休暇 1年につき最高20日間付与され、残日数は20日を限度として翌年に繰り越すことが出来ます。
- 傷病休暇 療養のため勤務しないことが、やむを得ないと認められる必要最小限度の期間。(90日以内)
- 特別休暇

| 特別休暇の種類 | 期間 |
|----------------------|--|
| 1 公民権行使休暇 | その都度必要と認める期間 |
| 2 官公署出頭休暇 | その都度必要と認める期間 |
| 3 骨髄提供休暇 | その都度必要と認める期間 |
| 4 ボランティア休暇 | 5日以内 |
| 5 婚姻休暇 | 5日以内 |
| 6 妊娠中又は出産後の通院休暇 | 妊娠月数に応じて定めた回数までで、必要と認める期間 |
| 7 分べん休暇 | その分べん予定日前8週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)に当たる日から分べんの日後8週間目に当たる日までの期間内 |
| 8 育児休暇 | 1日2回それぞれ30分以内 |
| 9 配偶者出産休暇 | 2日以内 |
| 10 忌引き | 続柄に応じて定めた期間内で、必要と認める期間 |
| 11 父母、配偶者又は子の祭日休暇 | 2日以内 |
| 12 夏期休暇 | 5日以内 |
| 13 感染症まん延防止休暇 | その都度必要と認める期間 |
| 14 住居滅失・損壊休暇 | その都度必要と認める期間 |
| 15 非常災害交通遮断休暇 | その都度必要と認める期間 |
| 16 交通機関の事故等による不可抗力休暇 | その都度必要と認める期間 |
| 17 生理休暇 | その都度必要と認める期間。ただし2日を超えるときは、その超える期間については、傷病休暇による。 |
| 18 リフレッシュ休暇 | 連続する3日以内(勤務年数4年経過以降5年毎に取得することができる) |
| 19 小学校就学前の子の看護休暇 | 5日以内(子が2人以上の場合は10日以内) |
| 20 短期介護休暇 | 5日以内(要介護者が2人以上の場合は10日以内) |

- 介護休暇 介護を必要とする者の一継続する状態ごとに、2週間以上6月の期間内(3回まで分割可能)において必要と認められる期間取得できる。無給休暇。
- 育児休業 3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達するまでの期間を限度として職務に従事しないことができる。育児休業期間中は無給。

(3) 休暇等の取得の状況

| 令和3年1月1日から令和3年12月31日までの年次有給休暇の取得日数 | 一般の事務職平均10.8日 |
|------------------------------------|---------------|
| 令和2年度介護介護休暇の取得者数 | 0人 |
| 令和2年度育児休業の取得者数 | 13人 |

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務の能率を維持し適正に運営するため、一定の事由がある場合に、職員の意に反して身分上の不利益処分を行うものです。令和2年度の方分限処分は次のとおりです。(単位：人)

| 処分の事由 | 免職 | 休職 | 降任 | 降給 | 合計 |
|-----------------|----|----|----|----|----|
| 1 勤務成績が良くない場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 2 心身の故障のため | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |
| 3 職に必要な適格性を欠く場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 2 | 0 | 0 | 2 |

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員に法令や職務上の義務違反や非行があった場合に、職員に対し道義的責任を問うもので、地方公共団体の規律を守り公務遂行の秩序を維持することを目的としています。(単位：人)

| 処分の事由 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 合計 |
|--------------------------------------|----|----|----|----|----|
| 1 法令に違反した場合・全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |
| 2 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 合計 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 |

令和2年度決算状況と 令和3年度財政事情を 公表します



那賀町財政事情の公表に関する条例第3条の規定に基づき、令和2年度決算の状況及び令和3年度予算にかかる財政事情を報告します。

令和3年11月1日

那賀町長 坂口 博文

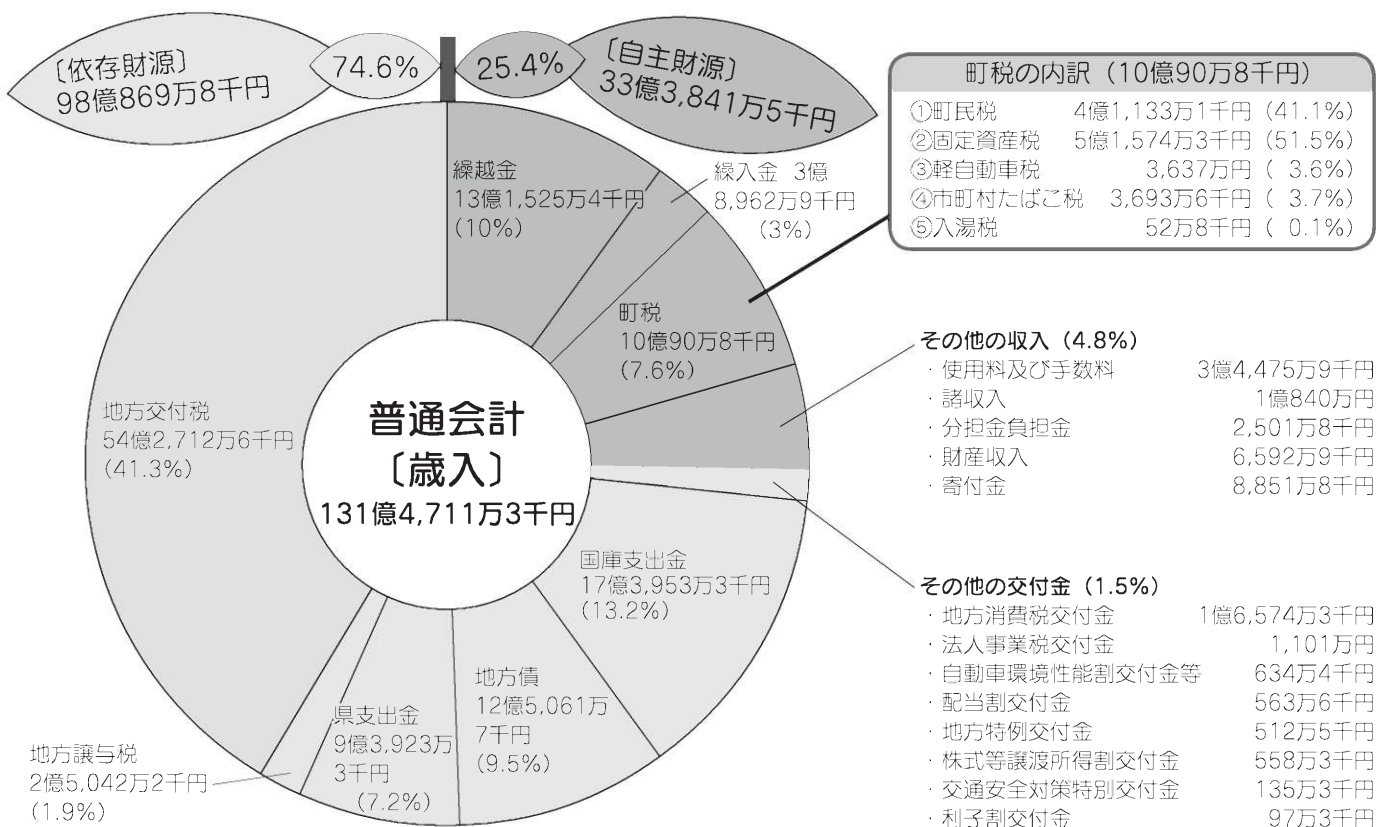
那賀町では、町民の皆さまからの税金や地方交付税、国・県支出金、町債（町の借金）などがどのように使われているか、その財政状況について、条例に基づき毎年5月と11月の2回公表することによりご理解をいただきながら、まちづくりに必要な施策を推進しております。

令和2年度普通会計の決算は、歳入が131億4,711万3千円、歳出が120億1,388万円で差し引き11億3,323万3千円となり、この額が令和3年度への繰越金となります。（明許繰越による一般財源含む）

普通会計の決算状況

歳入 131億4,711万3千円

※ 普通会計＝一般会計＋ケーブルテレビ事業会計



普通会計の決算報告

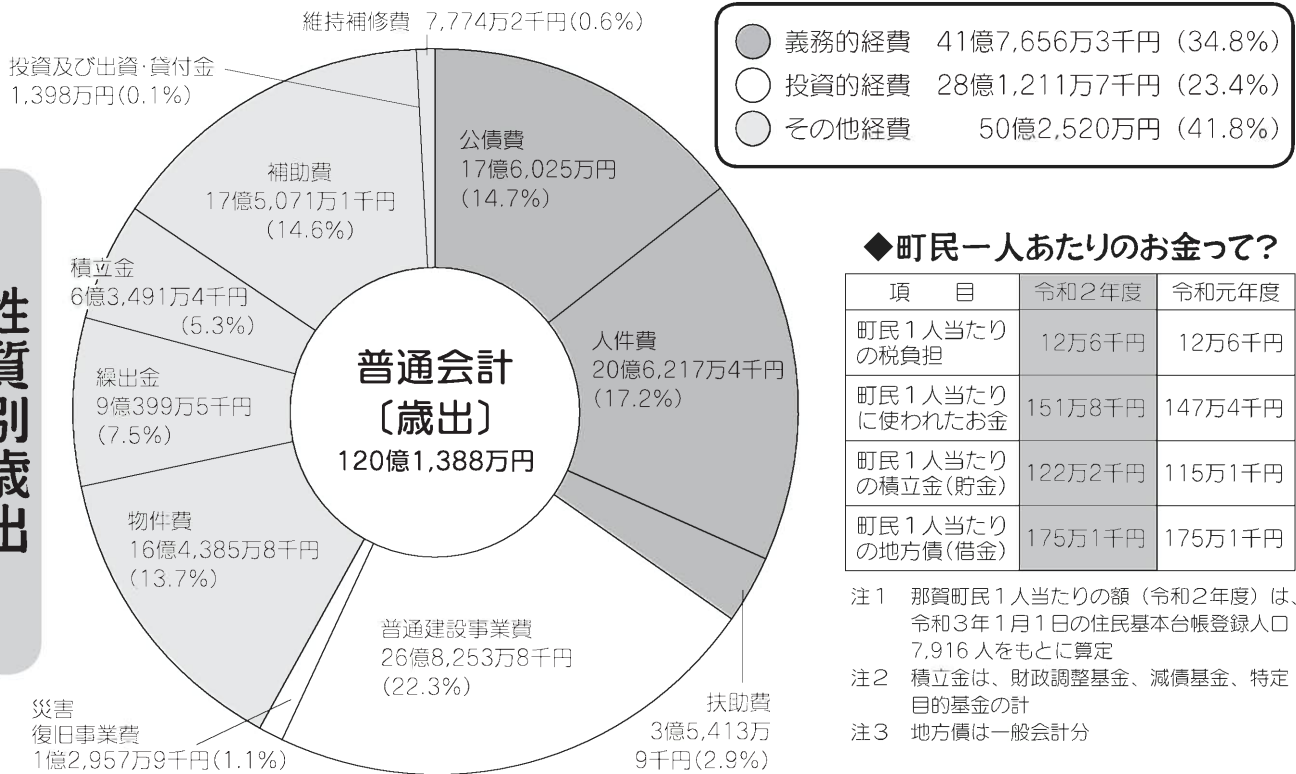
歳出 120億1,388万円

目的別歳出

| | | | |
|--|---|---|--|
| 公債費 14.7% 17億6,025万円 (222,366円) 町が施設、道路等整備のために借入れたお金の返済 | 総務費 31.5% 37億8,736万1千円 (478,444円) 庁舎管理、人件費、ケーブルテレビの運営に要した経費など | 農林水産業費 12.2% 14億7,051万1千円 (185,764円) 農林水産業の振興や、林道等の整備に要した経費など | 土木費 8.4% 10億861万5千円 (127,415円) 道路や町営住宅の整備、維持管理に要した経費など |
| 民生費 12.2% 14億6,168万5千円 (184,649円) 高齢者や障がい者福祉、こども園の運営に要した経費など | 災害復旧費 1.1% 1億2,957万9千円 (16,369円) 災害の復旧に要した経費 | 教育費 5.2% 6億2,472万円 (78,919円) 小中学校、社会教育に要した経費など | 消防費 4.6% 5億5,442万5千円 (70,039円) 消防団活動や消防署に要した経費など |
| 衛生費 8.1% 9億7,037万7千円 (122,584円) し尿、ごみ処理、医療対策、総合健診等に要した経費など | 商工費 1.3% 1億5,823万4千円 (19,989円) 商工や観光に要した経費など | 労働費 0.1% 1,547万2千円 (1,955円) 失業対策費や雇用促進等の労働対策事務に要した経費など | 議会費 0.6% 7,265万1千円 (9,178円) 議員報酬や議会運営の経費など |

注 () は町民一人当たりの額

性質別歳出



◆町民一人あたりのお金って？

| 項目 | 令和2年度 | 令和元年度 |
|-----------------|---------|---------|
| 町民1人当たりの税負担 | 12万6千円 | 12万6千円 |
| 町民1人当たりに使われたお金 | 151万8千円 | 147万4千円 |
| 町民1人当たりの積立金(貯金) | 122万2千円 | 115万1千円 |
| 町民1人当たりの地方債(借金) | 175万1千円 | 175万1千円 |

注1 那賀町民1人当たりの額(令和2年度)は、令和3年1月1日の住民基本台帳登録人口7,916人をもとに算定

注2 積立金は、財政調整基金、減債基金、特定目的基金の計

注3 地方債は一般会計分

基金の状況報告

基金残高 99億2,012万円

基金 = 特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産のこと。(単位:千円)

| 基金名 | 令和元年度末現在高 | 令和2年度積立額 | 令和2年度取崩額 | 令和2年度末現在高 |
|--------|-----------|----------|----------|-----------|
| 財政調整基金 | 3,702,891 | 3,116 | 0 | 3,706,007 |
| 減債基金 | 2,358,028 | 2,270 | 0 | 2,360,298 |
| 特定目的基金 | 3,346,247 | 629,528 | 370,649 | 3,605,126 |
| 定額運用基金 | 261,786 | 5,883 | 18,980 | 248,689 |
| 合計 | 9,668,952 | 640,797 | 389,629 | 9,920,120 |

端数処理の都合上、合計が一致しない場合があります。

財政指標

経常収支比率
89.4%

支出の中で人件費など経常的に支出される経費の割合。この比率が低いほど財政に弾力性があり、通常80%以内が望ましいとされています。

実質公債費比率
8.5%

起債制限比率に公営企業や一部事務組合等の公債費に対する負担など実質的な公債費相当額を加味した数値で、18%以上になると地方債の発行に際し許可が必要となります。

財産の状況

町は役場の庁舎や学校などの公共施設や土地、山林などを所有しています。また、この他にも出資金などの形で財産を所有しています。

(単位：㎡)

| 項目 | 土地面積 | 建物延面積 |
|----------------------|------------|---------|
| 行政財産 (役場の庁舎や学校など) | 1,948,947 | 157,426 |
| 普通財産 (町有林や田畑など) | 12,133,733 | 3,707 |
| 合計 | 14,082,680 | 161,133 |

| 項目 | 令和2年度末 |
|-------------------------|-------------|
| 出資による権利 (株四季美谷温泉 ほか) | 9,248万1千円 |
| 債権 (株きとうむら ほか) | 7億1,672万6千円 |

地方債(借金)の現在高

地方債＝道路や建物の整備など大きな事業を行ったときに町が借り入れた借金の残高です。

| 内 訳 | 令和2年度末 | 令和元年度末 |
|-------------------------|---------------|---------------|
| 一般会計 | 138億5,825万7千円 | 143億1,636万4千円 |
| 特別会計 (簡易水道、集落排水、診療所) | 14億21万4千円 | 13億9,365万8千円 |
| 企業会計 (工業用水、病院) | 3億7,850万円 | 4億3,778万円 |
| 合計 | 156億3,697万1千円 | 161億4,780万2千円 |

一時借入金

地方自治体の支払い資金の不足を臨時に賄うために、その年度内に償還する条件で借り入れる借入金のこと。

…なし

特別会計と企業会計の決算報告

令和2年度

特別会計

| 会計名 | 歳入 | 歳出 | 差引 |
|----------------|-------------|--------------|-------------|
| 国民健康保険事業特別会計 | 9億3,365万6千円 | 9億2,747万8千円 | 617万8千円 |
| 国民健康保険診療事業特別会計 | 8億4,991万3千円 | 4億3,215万2千円 | 4億1,776万1千円 |
| 介護保険事業特別会計 | 20億603万9千円 | 19億2,774万5千円 | 7,829万4千円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1億8,037万5千円 | 1億7,538万5千円 | 499万円 |
| 簡易水道事業特別会計 | 4億3,210万円 | 3億1,421万円 | 1億1,789万円 |
| 集落排水事業特別会計 | 2億7,129万8千円 | 2億1,637万1千円 | 5,492万7千円 |
| 財産区事業特別会計 | 477万6千円 | 25万円 | 452万6千円 |

企業会計

| 会計名 | 収 入 | 支 出 | 差 引 | |
|-----------|-------|-------------|-------------|------------|
| 工業用水道事業会計 | 収 益 的 | 2,987万7千円 | 2,543万5千円 | 444万2千円 |
| | 資 本 的 | — | 1,517万3千円 | △1,517万3千円 |
| 上那賀病院事業会計 | 収 益 的 | 6億2,140万6千円 | 5億5,828万3千円 | 6,312万3千円 |
| | 資 本 的 | 6,958万6千円 | 6,958万6千円 | — |

◎ 収益的＝企業の経営活動に係る収支、資本的＝施設の整備等に係る収支

※ 不足分は留保資金で補填



財政事情のお知らせをします

令和3年度

令和3年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。（9月30日現在）

一般会計

| 歳 入 | | | 歳 出 | | |
|-------------|---------------|--------------|-------------|---------------|--------------|
| 款 | 予算現額 | 収入済額 | 款 | 予算現額 | 支出済額 |
| 町 税 | 8億4,411万9千円 | 6億1,444万2千円 | 議 会 費 | 7,527万2千円 | 3,627万9千円 |
| 地 方 譲 与 税 | 2億4,653万6千円 | 2,625万4千円 | 総 務 費 | 22億3,471万5千円 | 7億5,493万3千円 |
| 利 子 割 交 付 金 | 69万7千円 | 42万9千円 | 民 生 費 | 14億8,212万1千円 | 5億8,819万5千円 |
| 配 当 割 交 付 金 | 501万9千円 | 211万5千円 | 衛 生 費 | 11億1,537万1千円 | 2億4,226万6千円 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 530万9千円 | — | 農 林 水 産 業 費 | 21億163万5千円 | 3億6,178万9千円 |
| 法人事業税交付金 | 1,102万円 | 1,067万円 | 商 工 費 | 1億9,173万5千円 | 7,941万円 |
| 地方消費税交付金 | 1億6,766万5千円 | 9,583万1千円 | 土 木 費 | 13億8,619万円 | 2億2,510万7千円 |
| 環境性能割交付金 | 615万4千円 | 183万4千円 | 消 防 費 | 6億5,309万5千円 | 2億1,761万2千円 |
| 地方特例交付金 | 100万円 | 343万円 | 教 育 費 | 11億6,168万9千円 | 4億6,725万6千円 |
| 地 方 交 付 税 | 42億5,000万円 | 36億9,373万7千円 | 災 害 復 旧 費 | 6,735万5千円 | 859万4千円 |
| 交通安全対策特別交付金 | 100万円 | — | 公 債 費 | 16億9,805万3千円 | 8億3,984万8千円 |
| 分担金及び負担金 | 1,484万4千円 | 249万円 | 予 備 費 | 4,500万円 | — |
| 使用料及び手数料 | 2億87万3千円 | 1億464万7千円 | | | |
| 国 庫 支 出 金 | 12億3,366万4千円 | 6,499万8千円 | | | |
| 県 支 出 金 | 11億6,073万1千円 | 6,322万7千円 | | | |
| 財 産 収 入 | 4,676万8千円 | 1,555万2千円 | | | |
| 寄 付 金 | 8,050万1千円 | 2,084万5千円 | | | |
| 繰 入 金 | 13億5,755万円 | — | | | |
| 繰 越 金 | 6億9,774万4千円 | 10億2,811万9千円 | | | |
| 諸 収 入 | 1億259万7千円 | 4,489万円 | | | |
| 町 債 | 18億4,690万円 | — | | | |
| 合 計 | 122億8,069万1千円 | 57億9,351万円 | 合 計 | 122億8,069万1千円 | 38億2,128万9千円 |

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ繰越明許費14億9,896万2千円が含まれています。

特別会計

| 会 計 名 | 歳 入 | | 歳 出 | |
|-----------------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | 予算現額 | 収入済額 | 予算現額 | 支出済額 |
| 国民健康保険事業特別会計 | 9億3,557万6千円 | 3億6,613万円 | 9億3,557万6千円 | 3億6,907万6千円 |
| 国民健康保険診療所事業特別会計 | 4億6,954万4千円 | 4億9,744万円 | 4億6,954万4千円 | 2億455万6千円 |
| 介護保険事業特別会計 | 19億5,325万1千円 | 8億9,097万4千円 | 19億5,325万1千円 | 7億9,852万8千円 |
| 後期高齢者医療特別会計 | 1億8,106万9千円 | 4,963万7千円 | 1億8,106万9千円 | 3,016万1千円 |
| 簡易水道事業特別会計 | 2億5,290万5千円 | 1億4,555万5千円 | 2億5,290万5千円 | 6,576万1千円 |
| 集落排水事業特別会計 | 2億2,060万5千円 | 9,042万9千円 | 2億2,060万5千円 | 5,998万1千円 |
| ケーブルテレビ事業特別会計 | 5億1,531万8千円 | 1億6,526万9千円 | 5億1,531万8千円 | 7,684万6千円 |
| 財産区事業特別会計 | 44万6千円 | 452万7千円 | 44万6千円 | 10万円 |

※歳入・歳出予算額にはそれぞれ国民健康保険診療所事業特別会計は3,773万円、集落排水事業特別会計は5,222万6千円、ケーブルテレビ事業特別会計は2億8,040万円の繰越明許費が含まれています。

企業会計

| 会 計 名 | | 収 入 | | 支 出 | |
|-----------|-----|---------|-------------|-----------|-------------|
| | | 予定額 | 収入済額 | 予定額 | 支出済額 |
| 工業用水道事業会計 | 収益的 | 3,136万円 | 1,567万5千円 | 3,136万円 | 242万3千円 |
| | 資本的 | — | — | 2,039万5千円 | 1,041万3千円 |
| 上那賀病院事業会計 | 収益的 | 6億550万円 | 1億7,172万1千円 | 6億550万円 | 2億4,698万9千円 |
| | 資本的 | 5,360万円 | 2,474万7千円 | 5,460万円 | 2,846万7千円 |

※各会計とも一時借入金はありません。

令和2年度決算に基づく
健全化判断比率及び
資金不足比率の公表について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(以下「健全化法」)が平成20年4月から施行され、町は4つの指標からなる健全化判断比率と、公営企業ごとの資金不足比率を算定、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、町民の皆様に公表することが義務付けられました。

健全化法では、健全化判断比率のうち1指標でも早期健全化基準以上となった場合は財政健全化計画等を、また資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を策定し、町財政の早期健全化及び財政の再生、公営企業の経営健全化に向けて取り組まなければなりません。

健全化判断比率等の財政指標の公表は平成19年度決算からで、財政健全化計画等策定の義務付けは平成20年度決算からの適用となっています。

那賀町の令和2年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は下記のとおりとなり、いずれの指標も基準を下回っており、実質公債費比率については8・5%(令和元年度7・7%)となっています。実質公債費率の悪化については、償還金の増が主な要因となっておりません。

地方債の発行額については、昨年度より繰越分も含め2億1千2百万円減少しております。

ここ数年において、上下水道施設の更新、那賀町体育館、給食センター等の大型事業による地方債の増加が見込まれます。

今後においては、大型事業が計画されていますが借入と償還のバランスをとりながら地方債残高を少しでも増やさないように実質公債費比率のさらなる改善に努めます。



1. 健全化判断比率

| 指 標 | 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|----------------------|--------|----------|---------|--------|
| 那 賀 町 | - % | - % | 8.5% | - % |
| 早期健全化基準 (早期健全化団体) | 14.24% | 19.24% | 25.0% | 350.0% |
| 財政再生基準 (財政再生団体) | 20.00% | 30.00% | 35.0% | |

※対象となる比率がない場合は、「-」で表記しています。



2. 資金不足比率

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 | 経営健全化基準 |
|-----------|--------|---------|
| 工業用水道事業会計 | - % | 20.0% |
| 上那賀病院事業会計 | - % | |
| 簡易水道事業会計 | - % | |
| 集落排水事業会計 | - % | |

※対象となる比率がない場合は、「-」で表記しています。

| |
|--|
| <p>実質赤字比率 …… 一般会計等の実質赤字が標準財政規模に占める割合</p> $\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,472,452千円)}} \text{ (-\%)}$ <p>◎標準財政規模 …… 地方公共団体が標準的な状態のとき、通常収入される経常的一般財源の規模</p> $\text{標準財政規模} = \text{標準税収入額} + \text{普通交付税額} + \text{臨時財政対策債発行可能額}$ <p>(6,472,452千円) = (1,486,668千円) + (4,816,909千円) + (168,875千円)</p> |
| <p>連結実質赤字比率 …… 全会計(財産区事業会計は除く)の実質赤字が標準財政規模に占める割合</p> $\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額 (0千円)}}{\text{標準財政規模 (6,472,452千円)}} \text{ (-\%)}$ |
| <p>実質公債費比率 …… 一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に占める割合</p> $\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$ <p>(3ヶ年平均) (8.5%)</p> |
| <p>将来負担比率 …… 一般会計等が将来負担すべき実質的な債務が標準財政規模に占める割合</p> $\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額 (16,136,713千円)} - \text{充当可能財源等 (19,704,949千円)}}{\text{標準財政規模 (6,472,452千円)} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額 (1,414,283千円)}} \text{ (-\%)}$ |
| <p>資金不足比率 …… 公営企業ごとの資金不足額が事業規模に占める割合</p> $\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \text{ (-\%)}$ |

議会からのお知らせ



9月定例会議並びに会議の開催状況について

下記の日程で会議が開催されました。

| 日付 | 会議名 | 内 容 |
|-------|---------------|-----------------------------------|
| 9月2日 | 議 会 運 営 委 員 会 | 提出議案等について |
| | | 令和3年9月定例会議の日程案について |
| | | 委員会付託等について |
| | | 請願等文書表について |
| | | 開会日の理事者側出席者について |
| | | 一般質問について |
| | | 採決日（散会日）の理事者側出席者について |
| | | 決算認定審査特別委員会の主要な施策と成果（事務報告）説明等について |
| | | 議会関係の条例等の制定及び一部改正について |
| | | 発議予定案件（意見書・決議等）について |
| | | その他 |
| 9月7日 | 本 会 議 | 開議 |
| | | 会議録署名議員の指名 |
| | | 委員会付託議案等の説明・質疑 |
| | | 詮議議案等の説明・質疑・討論・採決 |
| 9月8日 | 本 会 議 | 一般質問 |
| 9月10日 | 総務文教常任委員会 | 付託議案審査並びに所管事項調査 |
| 9月13日 | 産業厚生常任委員会 | 付託議案審査並びに所管事項調査 |
| 9月15日 | 決算認定審査特別委員会 | 11会計の決算に対する審査 |
| 9月17日 | 議会改革調査特別委員会 | 議会改革の今後の取り組みについて |
| | | その他 |
| | 全 員 協 議 会 | 理事者側からの報告事項について |
| | | 議員発議予定案件について |
| | | 委員会発議案件について |
| | | 議会改革調査特別委員会決定事項について |
| | | 議員間自由討議について |
| | | 最終日議決予定について |
| その他 | | |
| 9月24日 | 本 会 議 | 委員長報告 |
| | | 委員長報告に対する質疑・討論・採決 |
| | | 散会 |



令和3年

9月定例会議一般質問通告一覧表

9月8日の一般質問における質問者と質問内容は、次のとおりです。

| 質問順 | 質問者 | 質問内容 |
|-----|---------|---|
| 1 | 田村 信幸議員 | ①最新の各年代におけるワクチン接種済み及び予約状況について。また、県内各地におけるクラスター等の感染拡大に備え、本町が取り組もうとしている施策について ②若年層にデルタ株の感染が急拡大しており、校内感染の防止徹底や休校時の学びを保障するためのオンライン学習の環境整備が言われているが、夏休み明けの学校現場の状況と今後の課題について ③近年、台風や季節はずれの大雨により土砂災害や浸水害の発生、道路の寸断が多発している。町道・林道において、同時多発した場合、復旧の優先順位について |
| 2 | 久川治次郎議員 | ①残土処理場の監理について ②PCR検査対応について |
| 3 | 大澤夫左二議員 | 町内企業の育成について |
| 4 | 連記かよ子議員 | ①コロナ禍における令和2年度の決算について ②普通建設事業等の繰越が発生していることについて ③行政のデジタル化についての対応と取り組みについて |
| 5 | 柏木 岳議員 | ①総合体育館整備後、向こう30年に渡っての利用頻度について ②町内事業において、公務による民業圧迫の事例例示について ③「働き方改革」における「同一労働同一賃金制」は官民格差是正にも当然持ち込まれるべきと考えることについて ④「補助金」は公務による政策行為である。補助金継続の是非について ⑤要介護者1人当たりにかかる行政コストの明示について ⑥未来の介護保険料高騰を抑制する効果的施策について |
| 6 | 株田 茂議員 | ①マイナンバーカードについて ②国道195号線について ③林業施策について |
| 7 | 熊原 廣幸議員 | 町営住宅長寿命化事業について |
| 8 | 新居 敏弘議員 | ①介護保険制度における境界層措置について ②耕作放棄地対策について |

◆ 9月定例会議 議案及び議決結果一覧表 ◆

提出された議案は、次のとおり議決されました。

| 議案番号 | 議案名 | 議員 | 議決結果 |
|--------|---|------|------|
| 議案第68号 | 那賀町総合交流促進施設条例の一部改正について 那賀町総合交流促進施設「もみじ川温泉」の利用料について一部変更する改正 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第69号 | 那賀町過疎地区の指定に伴う町税の課税免除に関する条例の一部改正について 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の施行に伴い、固定資産税の課税免除を規定する改正 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第70号 | 令和3年度那賀町一般会計補正予算（第3号）について ◎ 585,630千円追加し、総額10,781,729千円とする。 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第71号 | 令和3年度那賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 2,752千円追加し、総額935,576千円とする。 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第72号 | 令和3年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 6,060千円追加し、総額431,814千円とする。 | 全会一致 | 原案可決 |

| | | | |
|--------|---|------|------|
| 議案第73号 | 令和3年度那賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について ◎ 1,243千円追加し、総額1,953,251千円とする。 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第74号 | 令和3年度那賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について ◎ 21,817千円追加し、総額252,905千円とする。 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第75号 | 令和3年度那賀町集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 31,641千円追加し、総額168,379千円とする。 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第76号 | 令和3年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）について ◎ 42,760千円追加し、総額234,918千円とする。 | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第77号 | 物品購入契約の締結について（令和3年度町単独基幹系業務用システム強靱性向上モデル機器等購入） | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第78号 | 物品購入契約の締結について（令和3年度町単独小中学校電子黒板購入事業） | 全会一致 | 原案可決 |
| 議案第79号 | 那賀町過疎地域持続的発展計画について | 全会一致 | 原案可決 |
| 認定第2号 | 令和2年度那賀町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第3号 | 令和2年度那賀町国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第4号 | 令和2年度那賀町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第5号 | 令和2年度那賀町集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第6号 | 令和2年度那賀町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第7号 | 令和2年度那賀町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第8号 | 令和2年度那賀町ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第9号 | 令和2年度那賀町財産区事業特別会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第10号 | 令和2年度那賀町立上那賀病院事業会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 認定第11号 | 令和2年度那賀町工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について | 全会一致 | 認定 |
| 諮問第5号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 全会一致 | 適任 |
| 諮問第6号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 全会一致 | 適任 |
| 諮問第7号 | 人権擁護委員候補者の推薦について | 全会一致 | 適任 |
| 陳情第5号 | 辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決すべきとする意見書の採択を求める陳情について | 文書配布 | |
| 陳情第6号 | 人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請することについて | 文書配布 | |
| 陳情第7号 | 朴野飲料水組合の施設改修工事に関する陳情書について | 全会一致 | 採択 |
| 報告第18号 | 令和2年度株式会社二十一わじきの経営状況について | | |
| 報告第19号 | 令和2年度株式会社きとうむらの経営状況について | | |
| 報告第20号 | 令和2年度株式会社四季美谷温泉の経営状況について | | |
| 報告第21号 | 令和2年度健全化判断比率について | | |
| 報告第22号 | 令和2年度資金不足比率について | | |

◎各議員の賛否（賛否の分かれた議案） 賛成…○ 反対…×

| 議案番号 | 議案名 | 結果 | 静 | 出村 | 山崎 | 山上 | 福永 | 柏木 | 古野 | 田中 | 熊原 | 株田 | 連記 | 新居 | 久川 | 大澤 |
|-------|---------------------------|----|---|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 認定第1号 | 令和2年度那賀町一般会計歳入歳出決算の認定について | 認定 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 議長 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | ○ | × |

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を 発送します(特定事業部・国民年金部)



国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります(その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です)。

社会保険料控除の適用を受けるためには、年末調整や確定申告の際に「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」(又は領収証書)を添付する必要があります。

日本年金機構からは下記のスケジュールで「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を対象者宛てに発送します。

| | 発送時期 | 対象者 |
|---|--------------------------|---|
| ① | 令和3年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送 | 令和3年1月1日から令和3年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方 |
| ② | 令和4年2月上旬 | 令和3年10月1日から令和3年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方 〔①の対象者は除きます。〕 |



注意!

国民年金保険料を納付した時期によって、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」の発送時期が異なりますのでご注意ください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に関するお問い合わせは、

『ねんきん加入者ダイヤル』 電話番号 0570-003-004



- ・月～金曜日 午前8:30～午後7:00
- ・第2土曜日 午前9:30～午後4:00
- ・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

墓地・納骨堂について

「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)」の規定により、許可を受けずに墓地等を造成したり、許可を受けていない墓地・届出をされていない墓地への納骨は、法律違反となります。ご注意ください!!

★墓地等を新たに設置する場合(墓地等の経営許可)について

那賀町において、自分の土地であっても、新たに墓地等の設置や、墓地等区域を拡張する場合等は、「墓地、埋葬等に関する法律(昭和23年法律第48号)」及び、「墓地、納骨堂及び火葬場の経営の許可等事務処理要領(平成19年3月23日訓令第1号)」により、那賀町長の許可を受けなければなりません。

許可を受けることができるのは、宗教法人等です。個人の方は原則として、許可を受けることはできません。

★お骨を別のお墓等へ移動(改葬)する場合について

改葬とは、現在あるお墓を別の場所に移動することです。その場合、改葬許可が必要です。

- 改葬許可申請書(現在の墓地管理者の証明必要)
- 改葬先の受入証明書(墓地、納骨堂を使用できる証明)
- 返信用の封筒及び切手

詳しくは、那賀町役場住民課(TEL 0884-62-1194)又は各支所地域振興室にお問い合わせください。

11月～12月は 県税・市町村税の「県下一斉徴収強化月間」です

町税の納め忘れはありませんか。11月～12月の2ヶ月間は徳島県下一斉徴収強化月間で、徳島県と県内市町村は、連携して徴収対策を強化します。

皆さんに納付いただいている町税は、住みよいまちづくりを支える貴重な財源です。

一定の収入や財産があるにもかかわらず、住宅や車のローンなどの貸付金の返済を理由に納税を怠る事は認められません。様々な事情があるでしょうが、大多数の人は納期限内に納付しています。また、「税金はすべての債務に優先する。」と地方税法第14条で定められています。

何ら特別な事情もなく税金を滞納している人に対しては法律に基づき、滞納処分を行います。

●**滞納処分とは** 滞納になっている税金を強制的に徴収するため、その人の土地・家屋、自動車、給与、預貯金や生命保険の解約返戻金を差し押さえ換価し、滞納になっている税金に充てて完納させる一連の手続きを言います。この処分は税金を滞納している人の意志に関わりなく執行されます。

●**徳島滞納整理機構との連携** 町では、滞納を放置し続ける、納税に誠意のない人、滞納額が高額な場合など、徴収困難な案件を「徳島滞納整理機構」に移管し、徹底した財産調査・差し押さえを行っています。

●**納税相談** 病気、失業、事業の廃止や経営不振など、やむを得ない理由で一時的に納税が困難な人は、必ず納期限内に税務保険課に相談してください。電話でも納税相談をお受けします。

お問い合わせ先 那賀町役場税務保険課 TEL 0884 - 62 - 1182

家屋の新築・増築・取り壊し等をされた方、 登記されていない家屋の売買・相続・贈与等を された方は届出をお願いします

家屋の新築、増築、改築、取り壊し等をされた方は、税務保険課または各支所へ届出てください。後日、担当職員がその家屋の調査・確認に伺います。また登記されていない家屋の売買・相続・贈与等をされた方についても、税務保険課または各支所へ届出をお願いします。

「家屋滅失申請書」は税務保険課または各支所に備え付けてあります。(那賀町ホームページにも掲載しています。) また「未登記家屋名義変更届書」「相続人代表者指定届」についても税務保険課または各支所に備え付けてあります。

●届出の対象となる家屋

- ①新築・増築・改築・取り壊した家屋
- ②昨年以前に新築・増改築したが、まだ評価を受けていない家屋
- ③昨年以前に家屋の取り壊しまたは倒壊があったが、今年度固定資産税納税通知書に添付された課税明細書にまだ記載されている家屋
- ④登記されていない家屋を売買・相続・贈与などにより取得したり手放したりした場合(売買契約書などをご持参ください。)



住宅を取り壊した場合、土地に対する固定資産税の税額が変わる場合があります。住宅が建っている土地(住宅用地)は、「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、固定資産税が減額されています。

そのため、住宅を取り壊すと、その特例の適用から外れる場合があります。

お問い合わせ先 那賀町役場税務保険課 TEL 0884 - 62 - 1182

Coming of age ceremony



令和4年 那賀町成人式



| | | |
|-----|----------------------------------|----------------------------------|
| 開催日 | 令和4年1月2日(日) | 令和4年1月3日(月) |
| 対象者 | 平成12年4月2日から 平成13年4月1日までに生まれた方 | 平成13年4月2日から 平成14年4月1日までに生まれた方 |
| 時間 | 《共通》12:00～受付開始 13:00～成人式 式典 | |
| 場所 | 《共通》相生体育館 | ☆新成人の方は12:40までに受付を済ませて下さい。 |

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を実施した上での開催とさせていただきます。
〈今後の感染拡大の状況によっては式典の中止や、内容の変更を行う場合があります。〉

【2022(令和4)年度以降の那賀町成人式について】2022年(令和4年)4月から、民法改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、成人式の対象年齢を18歳にした場合、学校行事や受験などとの関係で参加者の減少が懸念されること、20歳の成人式が既に広く認知されていることなどから、那賀町においては、成人式をこれまでと同様に、その年の4月2日から翌年の4月1日までの間に20歳になる人を対象に開催します。なお、式典の名称は「成人を祝う会(仮称)」に変更する予定です。

【問い合わせ】那賀町教育委員会 TEL 0884-62-1106

林業退職金共済制度(林退共)について

林退共は昭和57年に発足した林業界で働く方のために国が作った退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、従事者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その従事者が林業界をやめたときに林退共から退職金を支払うという、いわば林業界全体の退職金制度です。



- 掛金は、税法上について、法人では損金、個人企業では必要経費となります。
- 掛金の一部を国が免除します。
- 雇用事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

事業主の皆様へ

- ・共済証紙は労働日数に応じて適正に貼付して下さい。
- ・共済手帳を所持している従事者が林業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導して下さい。

詳しいことは、最寄りの支部または本部へお問い合わせ下さい。

お問い合わせ先

独立行政法人勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部
〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1 ニッセイ池袋ビル
TEL 03-6731-2889 FAX 03-6731-2890



ホームページでもご案内しております。 <https://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/>



11月は「児童虐待防止推進月間」です



虐待されている子どもたちを、 守ることができるのはあなたかもしれません

児童虐待の現状

令和2年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は919件でした。

虐待による死亡事例は、全国で年間約50件に及び、1週間に1人の子どもが命を落としています。



「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会で生きていくために必要な善悪、礼儀作法などを教え、自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として認め、感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいいます。体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わりは、すべて含まれます。

保護者が、いくら一生懸命であっても、どれほど子どもをかわいいと思っても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば、それは「虐待」です。

虐待とは

身体的虐待

殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など

性的虐待

子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など



ネグレクト（養育の拒否）

食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病气やけがをしても病院に連れて行かない など

心理的虐待

言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV） など

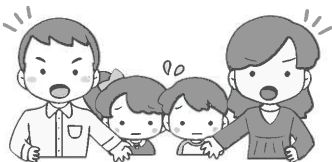
気になることがあれば、
今すぐお電話ください。

児童相談所
虐待対応
ダイヤル



いち 1 はや 8 く 9

「虐待しないで」。テレビでどれだけ呼びかけても、虐待をしている親にはなかなか届きません。でも、あなたが電話してくれたら、児童相談所が直接伝えに行くことができます。



虐待かも…と感じたら、迷わず189番にお電話ください。通話料は無料で、相手先に誰が通告したかを知られることはありません。

その子のアザに、その子のガマンに、その子の小さな泣き声に、気付くことができるのは、あなたかもしれません。

その子の命を守ることができるのは、あなたかもしれません。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189

お近くの児童相談所につながります。

24時間365日
通話料無料



オレンジリボンには
子ども虐待を防止するという
メッセージが込められています。



南部こども女性相談センター Tel: 0884-22-7130

令和3年8月1日に那賀町保健センター内に 「那賀町子育て世代包括支援センター」を開設しました

妊娠中のご家族や子育て中のお母さん、お父さんやご家族が安心して妊娠・出産・子育てをできるようにお手伝いします。お気軽にご利用下さい。

♡妊娠がわかったら ⇒ 保健師が面談して、母子手帳等をお渡しします。

妊娠中のお母さんの健康とお腹の赤ちゃんの健康を守るために必要な情報をお伝えしたり、妊娠・出産の悩みや不安に寄り添います。個別訪問や個別栄養相談もできます。

♡出産したら ⇒ 保健師が赤ちゃん訪問・産婦訪問します。

保健師が家庭を訪問して赤ちゃんの計測や授乳や子どもの発育発達予防接種について相談に応じます。助産師が訪問して授乳指導する産後ケア事業があります。

♡育児中 ⇒ 乳幼児相談健診や個別相談します。

子育てでの子どもの発育発達のこと、離乳食・幼児食のことなどの悩みや気になることの相談を電話や訪問などで応じています。



お問い合わせ

那賀町子育て世代包括支援センター
〒771-5410
那賀町大久保字大西 3-2
那賀町保健センター内
TEL 0884 - 62 - 3892

那賀町

ひとり親家庭等応援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けやすいひとり親家庭等を応援するため、町が独自に行っている標記の給付金が、12月に支給されます。

国が実施した給付金と違い、所得制限や公的年金の受給などで児童扶養手当の支給を受けられない方も対象となります。給付額は、児童1人あたり3万円です。

祖父母など両親以外の方に育てられている児童も対象です。

7月に本給付金を受けた方や対象と思われるご家庭には、個別に案内をしておりますが、もし、該当しそうなのに案内が届いていない方がいらっしゃいましたら、下記までお問い合わせください。

対象者

本年11月30日までに生まれた0歳から高校3年生世代の児童であり、下記のいずれかに該当するひとり親世帯等に属する者。

- ① 児童扶養手当の有資格者(所得制限により支給停止中の受給資格者、公的年金等の受給により資格を喪失した者を含む)が児童を育てている世帯
- ② 申請すれば、児童扶養手当の資格対象となることが見込まれる方が児童を育てている世帯
※所得制限や公的年金(遺族年金、障害年金、老齢年金等)の受給により、児童扶養手当の申請を見送っている方を含みます。
- ③ ひとり親家庭等医療費助成受給者が児童を育てている世帯

受付期間

令和4年1月31日(月)まで ※ただし、令和3年12月以降に受け付けたものは翌月以降の支払いとなります。

受付場所

那賀町役場本庁舎及び各支所窓口



那賀町役場 すこやか子育て課
電話：0884-62-1150 E-Mail: kosodate@naka.i-tokushima.jp





阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり



那賀町内各小学校の皆さん
 丹生谷交通安全協会
 那賀町内各地域の安全を守る会
 阿南警察署





新型コロナワクチン接種について お知らせです

新型コロナワクチン接種の追加接種（3回目接種）について

10月1日時点
の情報です

【接種対象者】詳細は未定。ただし、2回目の接種を完了している方。

【回数】1回の追加接種を行います。

【接種間隔】接種間隔は2回目接種完了から概ね8ヶ月以上後です。

| | | | | |
|---------------|-----------|--------|--------|--------|
| 2回目接種時期 | 令和3年3月・4月 | 令和3年5月 | 令和3年6月 | 令和3年7月 |
| | ↓ | ↓ | ↓ | ↓ |
| 想定される追加接種開始時期 | 令和3年12月 | 令和4年1月 | 令和4年2月 | 令和4年3月 |

【接種開始時期】那賀町内での接種開始時期は現在調整中です。接種可能な時期が来ましたら、お知らせします。

【ワクチンの種類】未定。原則1・2回目と同じワクチンを使用します。

追加接種を希望する方のうちインフルエンザの予防接種を受ける方は、早めにインフルエンザの予防接種が終わるようにお願いします。

前後に他の予防接種を行う場合は、13日以上の間隔をおくこととされています。接種時期が重ならないよう計画して接種を行いましょう。

新型コロナワクチン接種済証明の書類について



新型コロナワクチンを接種した証明書は3種類あります。使用目的などにより発行できるものも限られているためご注意ください。

| | 予防接種済証 | 接種記録書 | 予防接種証明書 |
|----|--|--|--|
| 目的 | 自治体による接種記録の証明 | 接種会場（医療機関）による接種記録の証明 （接種券付予診票を利用した医療従事者等への接種や職域接種において、接種済証の代替として活用） | 海外渡航その他の事情により、本人の求めに応じ交付 |
| 内容 | 氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット（回数別） 接種実施自治体名 接種実施首長名 | 氏名 生年月日 住所 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット（回数別） 接種会場（回数別） | 氏名 生年月日 国籍、旅券番号 ワクチンの種類（回数別） 接種年月日（回数別） メーカー/ロット/製品名（回数別） 接種国（回数別） 証明書発行者（例 ○県●市長） 日本国厚生労働大臣 証明書ID・証明書発行年月日 |



保健センターだより

| | 予防接種済証 | 接種記録書 | 予防接種証明書 |
|------|---|---|--|
| 発行方法 | <p>予防接種済証は接種券の右側に様式があります。</p> <p>紛失、破損等により再発行を希望される場合は広報なか10月号に掲載の方法により再発行手続きをしてください。</p> | <p>紛失、破損等により再発行を希望される場合は広報なか10月号に掲載の方法により再発行手続きをしてください。接種記録書に替えて予防接種済証の再発行をいたします。</p> | <p>海外渡航がある方のみ予防接種証明書が発行されます。詳細は、広報なか8月号をご覧ください。</p> <p>※今後デジタル化の予定</p> |

【接種証明書のデジタル化について】

現在は、紙の交付のみですが今後マイナンバーカードとスマートフォンを使ってデジタル化された証明書の交付も始まります。開始時期は未定ですが、マイナンバーカードの取得には時間を要します（申請後1ヶ月程度）。事業開始後のマイナンバーカードの取得には、申請の混雑が予想されますので、早めの申請をご検討ください。

当該証明書は海外渡航向けのもので、今後は国内での利用も可能となる予定です。

【開始時期】

海外向けは年内をめどに、国内利用は開始時期が未定です。

【デジタル証明に必要となるもの】

マイナンバーカード、スマートフォン（マイナン

バーカードの読み取り可能なもの）

詳細は那賀町ホームページ URL：<https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/covid-19/>

【マイナンバーカードの取得方法】

- ① 郵送による申請
- ② Web 申請
- ③ 住民課又は支所窓口で申請

受付時間：月曜日～木曜日 8：30～17：15

金曜日 8：30～19：00

（金曜日のマイナンバー事務のみ時間延長しています。）

マイナンバーカードについてのお問い合わせ先：
住民課 Tel：0884-62-1194

取得方法についてはホームページにも記載されています。

URL：<https://www.town.tokushima-naka.lg.jp/gyosei/docs/2467930.html>

（徳島県実施）武田／モデルナ社ワクチンの接種について

徳島県実施の武田モデルナ社ワクチンの接種は10月5日（火）に1回目を終了しました。今後の接種体制は未定です。

また、10・20代の男性は武田・モデルナワクチンの接種後、ごくまれに「心筋炎・心膜炎」を発症した事例が報告されています。詳しくは厚生労働省ホームページをご確認ください。



10月19日時点
の情報です

（徳島県実施）アストラゼネカ社ワクチンの接種について

【接種対象者】

- ポリエチレングリコール（PEG）に対するアレルギー等で、mRNAワクチン（ファイザー社ワクチン、モデルナ社ワクチン）を接種できない方
- 海外でアストラゼネカ社ワクチンを1回接種済みの県内在住の方
- 40歳以上でアストラゼネカ社ワクチンの接種を希望する方

※注意：1回目にファイザー社ワクチン又は武田／モデルナ社ワクチンを接種された方のうち、以下の2つの条件をともに満たす方は、4～12週間の間隔において（最大の効果を得るためには8週以上の間隔において）2回目にアストラゼネカ社ワクチンを接種することができます。

条件①…1回目接種の時に、重篤な副反応が生じた場合 条件②…18歳以上

10月19日時点
の情報です

詳しくは徳島県ホームページをご確認ください

国税に関するご相談について

税務署では、国税に関する一般的なご相談を面接により希望される場合や相談内容が複雑で、関係書類等により事実関係の確認が必要であるものについては、事前にお電話でご予約いただいた上で、面接相談を行っています。

面談相談をご希望される場合は、自動音声案内に従い、「2」番の選択の上、担当職員にご住所・お名前・相談内容を伝え、相談日時をご予約ください。

納税者の皆様の待ち時間を少なくし、相談を効率よく行うためにご予約いただくこととしていますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、電話による国税に関する一般的なご相談については、自動音声案内の「1」番を選択してください。国税局「電話相談センター」の税務相談官がご相談をお受けします。

また、消費税の軽減税率制度及びインボイス制度に関するご質問やご相談は「3」番を選択してください。軽減・インボイスコールセンターのオペレータ又は国税局「電話相談センター」の税務相談官が相談をお受けします。

お問い合わせ先

阿南税務署 TEL 0884-22-0414

(受付 8:30~17:00 土、日、祝日及び年末年始を除く)



「税を考える週間」について 令和3年11月11日(木)~17日(水)

国税庁では、国民の皆様にも租税の意義や役割、税務行政に対する知識と理解を深めていただくため、1年を通じて以下のような租税に関する啓発活動を行っていますが、毎年11月11日から17日を「税を考える週間」として、集中的に様々な広報広聴施策を実施しています。

「税を考える週間」の実施に合わせて、国税庁ホームページ内に「暮らしを支える税」をテーマとした特設ページの設置や、YouTubeの「国税庁動画チャンネル」、国税庁ホームページのインターネット番組「Web-TAX-TV」の新着情報などの各種情報をツイッターで発信します。

取組内容など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

1 国税庁ホームページによる広報 (<https://www.nta.go.jp>)

2 SNSを利用した広報

3 講演会の実施や関係民間団体等と連携した各種イベントの実施

4 国税庁のオンライン手続等の取組

- 年末調整は、アプリ「年調ソフト」で自動計算ができます！
- 確定申告は、スマートフォンで作成・提出ができます！
- 税の納付は、キャッシュレスでらくらく決済ができます！
- 税の疑問は、チャットボットですぐに相談できます！

阿南税務署管内の小学生・中学生及び高校生の税に関する優秀作品の展示

内容 税に関する作文、ポスター及び絵はがき

場所 那賀町役場本庁舎内(13、14日を除く)

期間 令和3年11月11日(木)~令和3年11月17日(水)

フジグラン阿南(阿南市)

事前予約制

消費税インボイス制度 説明会について



令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として
適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。

適格請求書（インボイス）を交付できるのは、「適格請求書発行事業者（登録事業者）」に限られます。登録事業者になるためには、「適格請求書発行事業者の登録申請書」を提出し、登録を受ける必要があります。登録事業者になるには、令和3年10月1日から令和5年3月31日までの間に申請が必要です！

「制度について知りたい」という方は、説明会（無料）に是非ご参加ください

説明会の開催日程

説明会は事前予約制ですので参加される方は右下のお問い合わせ先にお電話いただき、事前の予約をお願いします。

| 開催日 | 開催時間 | 定員 | 開催場所 |
|---------------|------------------|-----|-----------------------------------|
| 令和3年10月27日(水) | 13:30~14:30(60分) | 20名 | 阿南税務署 3階会議室 (阿南市富岡町滝の下4番地4) |
| 令和3年11月19日(金) | 11:00~12:00(60分) | 20名 | 阿南税務署 3階会議室 (阿南市富岡町滝の下4番地4) |
| 令和3年12月2日(木) | 13:30~14:30(60分) | 20名 | 阿南税務署 3階会議室 (阿南市富岡町滝の下4番地4) |
| 令和4年1月17日(月) | 11:00~12:00(60分) | 20名 | 阿南商工業振興センター 2階 (阿南市富岡町今福寺34-4) |
| 令和4年2月8日(火) | 13:30~14:30(60分) | 20名 | 阿南商工業振興センター 2階 (阿南市富岡町今福寺34-4) |
| 令和4年3月23日(水) | 11:00~12:00(60分) | 20名 | 阿南商工業振興センター 2階 (阿南市富岡町今福寺34-4) |

※1 感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。

※2 感染症等の状況又はその他の事情により、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合はご予約いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

インボイス制度に関する最新の情報は、
国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の
「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



YouTube 国税庁動画チャンネルでは、
消費税インボイス制度説明会と同様の内容につい
て、無料動画を公開しています。

動画チャンネル



お問い合わせ先

〒774-0030
阿南市富岡町滝の下4番地4
阿南税務署 法人課税部門
TEL 0884-22-0417(直通)

主催 阿南税務署

共催 阿南法人会・阿南間税会・阿南税務署管内青色申告会連合会

令和3年度 県立テクノスクール 公共職業訓練（委託訓練）後期一覧表

徳島県では、再就職に当たり、職業能力の開発を必要とする求職者に対する多様な職業訓練の受講機会を確保するため、民間教育訓練機関等を活用した委託訓練を実施しています。

【知識習得・長期高度人材育成】

| 校名 | 訓練科名 | 定員 | 募集期間 | 面接日 | 訓練期間 | 訓練実施施設 |
|-------------------|--------------------|-----|------------------------|-----------|-------------------------|--|
| 中央テクノ (情報関係以外) | 介護初任者研修科 ※ | 15名 | 12/13(月) } 1/12(水) | 1月21日(金) | 1月31日(月) } 3月29日(火) | 株式会社 建築資料研究社 徳島支店 (日建学院 徳島校) (徳島市南末広町1-16) |
| | 介護実務者・同行 援護研修科4 | 20名 | 1/11(火) } 2/10(木) | 2月22日(火) | 3月 2日(火) } 9月 1日(木) | 社会福祉法人 白寿会 (徳島市住吉4丁目11番10号) |
| 中央テクノ (情報関係) | WEBシステム 開発実践科2 | 20名 | 11/ 2(火) } 12/ 1(水) | 12月15日(水) | 12月22日(火) } 6月21日(火) | 株式会社 Q L I P (徳島市寺島本町東3丁目12-8 K1ビル6F) |
| | I T建設科 | 19名 | 1/11(火) } 2/10(木) | 2月21日(月) | 3月 8日(火) } 6月 7日(火) | 有限会社 ライジングサン (四国進学会 藍住校) (板野郡藍住町奥野字猪熊118番地1) |
| | D X基礎科 | 20名 | 1/18(火) } 2/17(水) | 3月 3日(木) | 3月10日(火) } 6月 9日(火) | 株式会社 Q L I P (徳島市寺島本町東3丁目12-6 徳島駅前濱口ビル5F) |
| 南部テクノ | I T技能科3 | 15名 | 11/ 4(木) } 12/ 3(金) | 12月17日(金) | 12月23日(火) } 3月22日(火) | 有限会社 ライジングサン (四国進学会 阿南校) (阿南市富岡町今福寺3番1) |
| 西部テクノ | I T技能科3 | 14名 | 10/11(月) } 11/10(水) | 11月24日(火) | 12月 8日(火) } 3月 7日(月) | 有限会社 徳島ネットコム (協町本校) (美馬市脇町大字北庄7番地1) |

【母子家庭の母等の職業訓練】

| 校名 | 訓練科名 | 定員 | 募集期間 | 面接日 | 訓練期間 【準備講習期間】 | 訓練実施施設 |
|-------|---------|----|------------------------|-----------|---|--|
| 中央テクノ | I T建設科 | 1名 | 1/11(火) } 2/10(木) | 2月21日(月) | 3月 8日(火) } 6月 7日(火) } 3月 1日(火) } 3月 7日(月) | 有限会社 ライジングサン (四国進学会 藍住校) (板野郡藍住町奥野字猪熊118番地1) |
| 西部テクノ | I T技能科3 | 1名 | 10/11(月) } 11/10(水) | 11月24日(火) | 12月 8日(火) } 3月 7日(月) } 12月 1日(火) } 12月 7日(火) | 有限会社 徳島ネットコム (協町本校) (美馬市脇町大字北庄7番地1) |

※印は、「新たな雇用・訓練パッケージ」雇用支援策による訓練コースであり、求職者支援訓練の給付対象者が受講することも可能です。

◆対象者

離職・転職される方々等で、公共職業安定所長から受講指示又は受講推薦を受けた方であれば、学歴・年齢・性別等は問いません。

◆応募手続き

訓練を希望される方の居住地を所轄する公共職業安定所に受講の希望を申し出て、職業相談を受けた上で所定の入校願書を提出していただきます。

◆問い合わせ先

| | | | |
|---------------|------------|--------------------|------------------|
| 徳島県立中央テクノスクール | 〒 770-0865 | 徳島市南末広町 23-64 | TEL.088-678-4690 |
| 徳島県立南部テクノスクール | 〒 779-1402 | 阿南市桑野町岡元 109-1 | TEL.0884-26-0250 |
| 徳島県立西部テクノスクール | 〒 779-4101 | 美馬郡つるぎ町貞光字東浦 128-4 | TEL.0883-62-3067 |
| 徳島県産業人材育成センター | 〒 770-8570 | 徳島市万代町 1-1 | TEL.088-621-2351 |



衛生センターからのお知らせです

令和3年12月の 汚泥発酵肥料引渡について



【お問い合わせ先】

那賀町衛生センター
TEL 0884 - 66 - 0710
IP 電話 050 - 8805 - 8500

汚泥発酵肥料の当選者への引渡についてのお知らせです

年間10袋以内の希望者への引き渡しは6月と12月に各5袋ずつを引き渡しすることとなっておりますのでお知らせいたします。令和3年から令和5年の申し込み当選者への引き渡しになりますので、新規受付及び毎月引き渡しの方への引き渡しはいたしませんので、ご了承ください。

引渡時間：平日8時30分から12時、13時から17時までとなっております。

また、土日祝祭日はお引き渡しできません。

※時間確認をしてからお越しください。

裁判員

まもなく名簿記載通知を発送します！

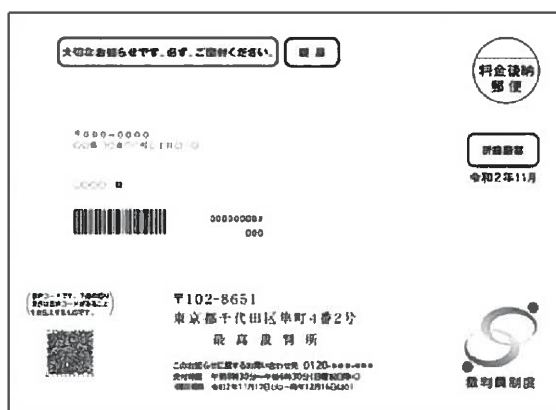
制度



☆裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙管理委員会が選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に、全国の地方裁判所で作成します。

令和4年の名簿に登録される人数は、全国で約23万3,000人です（選挙人名簿登録者全体に占める割合は、約453人に1人）。



< 名簿記載通知の発送用封筒（サンプル） >

☆裁判員候補者名簿記載通知について

令和4年の裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬に名簿に登録されたことのお知らせ（名簿記載通知）をお送りします（令和4年1月1日時点で20歳以上の方に限られます。）。この通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

また、名簿記載通知と併せて調査票をお送りします。この調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして、裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。辞退の申出ができる時期に制限はありません。この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた後に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員裁判を実施するにあたっては、裁判員候補者の皆さまに安心して参加いただけるよう、各地方裁判所において、「三つの密」を避けるなどの様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っています。皆さまの積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト

<https://www.saibanin.courts.go.jp/>



那賀交番からのお知らせ

令和3年11月

ごぞんじですか？



電動車いす（シニアカー）は歩行者です！

電動車いすを利用される方は、歩行者同様に道路の右側か歩道がある場所は歩道を通行して下さい。

また、車両の運転者の方は、電動車いすの通行を見かけたら、歩行者に対する時と同様に**ゆずる心**を持って交通事故防止に努めて下さい。

阿波の道 ゆずる心と 待つゆとり



児童虐待防止推進月間 11/1～11/30

「児童虐待かも」と思ったらすぐにお電話下さい。

あなたの1本の電話で救われる子供がいます。

通報先 → 児童相談所虐待対応ダイヤル

☎189 (いちはやく)

詳しくは

政府広報 いちはやく

🔍 検索



24時間対応



匿名相談OK



秘密厳守



通話料無料



親身に対応



証拠・確認不要

思い出そう！電話でお金の話

それは詐欺！



たこのおすし

- ① しかめてよ
- ② どもの声と違うでしょ
- ③ ったらあかんじよ
- ④ 金やカードは渡さんじよ
- ⑤ ぐ出んときよ
- ⑥ らん番号は留守番に！





秋の全国火災予防運動



令和3年11月9日(火)～15日(月)までの7日間、秋の全国火災予防運動が実施されます。この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする被害者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。もしもの時に備え、普段から防災意識を高く保ちましょう！

また住宅火災において“3つの習慣”と“4つの対策”がありますので、参考にしましょう！

3つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない。
- ストーブや暖房器具は燃えやすいものから離して使いましょう。
- ガスコンロ等から離れるときは必ず火を消しましょう。



4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐため、住宅用火災警報器を設置しよう。(消防法第9条の2で義務化)
- 寝具や衣類、カーテンなどは防災品を使おう。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置しよう。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所で協力体制を作ろう。



以上の“3つの習慣”と“4つの対策”を

普段から心がけましょう！



令和3年の全国統一防火標語は、

おうち時間 家族で点検 火の始末

皆さんで火災予防に努めましょう！



救命の連鎖

肌寒い日が続くようになりました。皆さんどうお過ごしですか？コロナウイルスの全国感染者は少しずつ減ってきてはいますが未だ終息の目途は立っていない状況です。これからの時期は空気が乾燥してくるので、インフルエンザやその他の感染症、火災に気を付けなければなりません。正しい感染対策を心がけ体調管理をするとともに火の不始末等にも気を付けてお過ごしください！

消防クイズ

火災の出火原因で一番多いものはどれ？

- ①…コンロ ②…たばこ ③…電気機器

答えは広報なか12月号で発表します。



先月号の答えは、②の不織布マスクでした。ウイルスはとても小さいものなのでより目が細かいものが、効果があるとされています。

全ての住宅に設置が義務付けられています。家族を守る 住宅用火災警報器

浄化槽をご使用の皆様へ

最大で **1万円の補助金** がもらえます。

ブロワ交換費補助制度がスタート

最大10,000円の補助金を使ってブロワ交換

ブロワが故障したまま放置すると、悪臭が発生するばかりでなく、周辺の水環境にも悪影響を及ぼします。

そこで今回、適正な維持管理に努められている設置者の方々を対象に**ブロワ交換にかかった費用の一部**を補助する制度を設けました。



※写真は一例です。

補助の対象は…

以下のすべての項目が該当すれば交換費補助の対象となります

- 設置後5年以上経過している10人槽以下の浄化槽である。
 - 継続検査・標準契約・一括契約のいずれかを締結している。(新規契約を含む)
 - 1年以内に法定検査・保守点検・清掃を法定回数以上実施している。
 - 法定検査のお支払いが口座引き落としになっている。(新規契約を含む)
 - ブロワの交換を保守点検業者に依頼した。(メーカーが求める性能を有するものに限る)
- ※修理費及び地震・洪水・台風・暴風雨等の自然災害による機能異常は対象外です。

補助金は、**令和3年10月1日～令和4年3月31日**までにブロワを交換され、補助申請手続きを行った方が対象です。尚、補助金は予算がなくなりしだい終了しますので予めご了承ください。

詳しくは、検査機関ホームページ掲載のブロワ交換費補助金交付実施要領を確認のうえ、下記連絡先までお問い合わせください。

お問い合わせは…

**公益社団法人
徳島県環境技術センター**

検査センター

徳島市津田海岸町2番33号 ブロワ交換費補助金担当
TEL 088-636-1234 / FAX 088-636-1122
ホームページ: <https://www.tokushima-env.jp>





川口エネ・ミュージー便り



こんにちは、エネ・ソータとミュージー・ソータです。

11月19日(金)は部分月食。今月は月にちなんだ土星の「月」に関する展示を行うよ。※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、イベントの中止や施設の休館を行う場合があります。

■ 全国科学館連携協議会巡回展示

「62の「月」が織りなす多彩な世界

ー 土星探査機「カッシーニ」が見たリングと衛星群 ー

観覧料：無料

2017年9月に運用を終えた土星探査機「カッシーニ」がとらえた、数々の個性的な月の姿を紹介するパネル展示です。

開催日：11月6日(土)～11月28日(日) ※休館日を除く

企画・制作：日本科学未来館

時 間：9：30～16：30

協 力：全国科学館連携協議会

■ 【予約不要】 工作教室「ビーズスライム」

新触感？ 作って楽しい、

にぎって楽しいビーズスライム。

材料費：100円

開催日：11月3日(休)祝～11月28日(日)の土日祝日

時 間：9：30～16：30 (製作時間5分程度)



お問い合わせは… **川口ダム自然エネルギーミュージアム**

休 館 日 毎週月曜日(祝日の場合は翌日)

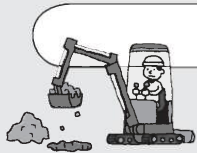
TEL 0884-62-2209 (FAX兼用)

開館時間 9：30～16：30

URL <https://www.kre-museum.jp/>

入館料
無料

町内業者請負状況 (建設工事)



那賀町が実施している事業について、今回の入札では以下の請負業者に決まりました。詳細については役場本庁舎にて閲覧することができます。

(お問い合わせ先) 会計課・検査室 TEL 0884-62-1120



| 契約日 | 工 事 名 | 工事場所 | 請負金額(円) | 請負業者名 |
|----------|---------------------------------------|-------|------------|-----------|
| R3.10. 7 | 令和3年度 電源立地地域対策交付金事業 虹の丘公園整備工事 | 和 食 郷 | 33,440,000 | 藤井鉄工建設(株) |
| 10.12 | 令和3年度 防災・安全社会資本整備交付金事業 町道蔭谷線改良工事 | 蔭 谷 | 57,200,000 | (有)橋本土建 |
| 10. 6 | 令和3年度 県単土地改良事業 横石大用水路改良工事 | 横 石 | 19,965,000 | (有)四宮工業 |
| 10.12 | 令和3年度 地方創生道整備推進交付金事業 町道出羽線改良工事 | 出 羽 | 95,700,000 | 木沢建設(株) |
| 10. 4 | 令和3年度 社会資本総合整備交付金事業 特賞桜谷団地塗装改修工事 | 桜 谷 | 22,935,000 | (有)岩崎建設 |
| 10. 6 | 令和3年度 町単独町営笹ノ瀬残土処理場整備工事 | 木頭北川 | 4,290,000 | 北川産業(有) |
| 10. 6 | 令和3年度 町単独町道剣山線予防保全工事 | 木頭北川 | 3,355,000 | (株)小野組 |
| 10. 6 | 令和3年度 県単土地改良事業(災害防止対策緊急事業) 花瀬地区水路設置工事 | 花 瀬 | 4,950,000 | (株)アイエフ |
| 10. 4 | 令和2年度 (繰)那賀町農山村地域生活環境整備事業 倒木事前伐採工事 | 蔭 谷 | 833,800 | (株)アイエフ |
| 10. 8 | 令和3年度 町単独もみじ川温泉空調設備改修工事 | 大久保 | 2,608,100 | 吉岡電設 |



那賀町地域子育て支援センターからのお知らせ

開所日：月曜日～金曜日（9：00～17：00） TEL 0884-64-1220



2021年11月19日～12月17日までのプログラム(予定)

| にち | げつようび | かようび | すいようび | もくようび | きんようび | ど |
|----|---|---|--|--|--|----|
| | <p>プログラムが変更する場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。(※プログラムは午前中に行っています。) 不明な点がありましたら那賀町地域子育て支援センターにお問い合わせ下さい。</p> | | | <p>★2021年 9月の利用者数 161人</p> | <p>11/19 ベビーヨガ& キッズヨガ 10:30～</p> | 20 |
| 21 | <p>22 自由に遊ぼう</p> | <p>23 勤労感謝の日</p> | <p>24 自由に遊ぼう</p> | <p>25 11月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪</p> | <p>26 クリスマスの製作 (10:00～) ※申し込みしてね</p> | 27 |
| 28 | <p>29 英語で遊ぼう♪ 10:55～</p> | <p>30 木育広場であそぼう 林業ビジネスセンター 10:30～</p> | <p>12/1 自由に遊ぼう</p> | <p>2 てぶくろシアター を楽しもう♪</p> | <p>3 自由に遊ぼう</p> | 4 |
| 5 | <p>6 自由に遊ぼう</p> | <p>7 散歩に行こう♪ (雨天中止)</p> | <p>8 絵本の読み聞かせ (お話玉手箱さん) 11:00～</p> | <p>9 自由に遊ぼう</p> | <p>10 段ボールで遊ぼう♪</p> | 11 |
| 12 | <p>13 自由に遊ぼう</p> | <p>14 自由に遊ぼう</p> | <p>15 自由に遊ぼう</p> | <p>16 フェルトで おもちゃを作ろう♪ ※申し込みしてね</p> | <p>17 ベビーヨガ& キッズヨガ 10:30～</p> | 18 |

クリスマスの製作・フェルトでおもちゃを作ろう♪

11月26日(金)は林業振興課の職員が来てくれて、クリスマスの製作をします。12月16日(木)はセンター職員の田中名津美さんによるフェルトでおもちゃを作ろう♪です。どちらも申し込みが必要になりますが、希望者が多数の場合は人数を制限させていただきますのでご了承下さい。

※申し込みは早めをお願いします。



木育広場であそぼう♪

11月30日(火)の木育広場であそぼう♪は職員も林業ビジネスセンターでお待ちしています。木のぬくもりに触れて遊んでみませんか♪

各こども園の子育て支援日について

- ★あいおいこども園
(火・木曜日の9:00～12:00)
- ★ひらだにこども園
(木曜日の9:00～12:00)
- ★きとうこども園
(水曜日の9:00～12:00)
- ★出張ひろば(旧桜谷保育園)
(水曜日の9:00～12:00)

※前週の金曜日までに予約をして下さい。
予約是那賀町地域子育て支援センター
TEL 0884-64-1220

11月生まれのお友だちお誕生日おめでとう♪

11月がお誕生日のお友だちはプレゼントの準備をしますので、11月12日(金)までに当センターまでお知らせ下さい。



那賀町総合型地域スポーツクラブ

令和3年度会員募集中

那賀よしクラブ

那賀よしクラブでは、令和3年度の会員を募集しています。
会員になると、クラブで実施している各教室やイベントに会員料金で参加していただけます。
また、会員が集まってB&G体育館を使用する時は施設使用料が無料になります。

年度会費：1,200円+スポーツ安全保険料(中学生以下800円、高校生以上1,850円、65歳以上1,200円)

【新型コロナウイルス感染拡大防止対策として】

- ・家を出る前に検温していただき、平熱を超える発熱がある場合や体調がすぐれない場合は参加を控えてください。
- ・運動時以外はマスクを着用し、咳エチケットをお守りください。
- ・各自でタオルやハンカチをご持参いただき、入室前後には手洗いや手指消毒をお願いします。
- ・換気のため、ドアや窓を開けての実施となります。ご了承ください。
- ・他の参加者との間隔を広く取り、会話はできるだけ最小限にしてください。

11・12月のスポーツ教室

全教室初回無料体験実施中!

場所：鷺敷 B&G 海洋センター体育館

| 教室名 | 開催時間 | 教室名 | 開催時間 |
|--|-------------------------|------------------------------|--|
| こども体操教室 (毎週火曜日) (第1・3週は小学校低学年 第2・4週は幼児です) | 午後6時15分 ～7時15分 | キッズダンス教室 (毎月第1・3土曜日) | 第1土曜 午後6時～7時(小学2年生以下) 午後7時～8時(小学3年生以上) 第3土曜 午後7時～8時(全年齢対象) |
| 歪み改善!ポールほぐし (毎月第1・3火曜日) | 午前10時 ～11時 | 体幹バランス★ポール&ヨガ (毎月第1・3火曜日) | 午後7時30分～8時30分 |
| ココロとカラダ、すっきりヨガ (毎週木曜日) | 午前10時 ～11時 | オヤスミまへのリラックスヨガ (毎週木曜日) | 午後7時30分～8時30分 ※12月30日は休み |
| 気軽に運動教室《ナカスポ》 (毎月第1・3火曜日、毎週木曜日) | 午前10時～11時 ※12月30日は休み | エアロビクス (毎月第2・4土曜日) | 午後8時～9時 |

※参加料等、詳しい内容はクラブ事務局にあるパンフレットをご覧ください。事務局までお問い合わせください。

【申込み・問い合わせ】那賀よしクラブ事務局(那賀町鷺敷 B&G 体育館内)

TEL 0884-62-1300 FAX 0884-62-1573

神輿67年ぶりの大修復!

那賀町仁宇阿井地区を代表して、「仁宇部落会」の名称で「宝くじのコミュニティ助成事業」に申請し採択されていた神輿修復事業が完了し、神輿が67年ぶりに新しい姿に生まれ変わりました。

2年続きのコロナ禍で今年も神輿渡御は行われませんでした。10月9日(土)、10日(日)の仁宇阿井八幡神社例大祭の境内で輝く神輿がお披露目されました。職人の技術によって輝きを取り戻した神輿は、伝統の祭りに光を与え、人々の繋がりを深めることによって、今後の地域の発展に大きく貢献していくものと思います。



協力隊丹生商通信

木頭地区 平川さやか

みなさん、こんにちは。木頭地区で活動している平川さやかです。今年4月に着任し、半年が経過しました。

私は「五稜箸」を中心とした木工製品の製造販売をされているWoodHeadさんと、木頭杉などの地元資源を活用した商品開発、広報活動、そして図書館での活動を行っております。

主な活動として、以下のデザイン&制作を行いました。



<木工部門>

- ・木頭学園の学校目標掲示板
- ・モクリルサイン（木とアクリルを組み合わせたもの）
- ・木頭杉のしおり等

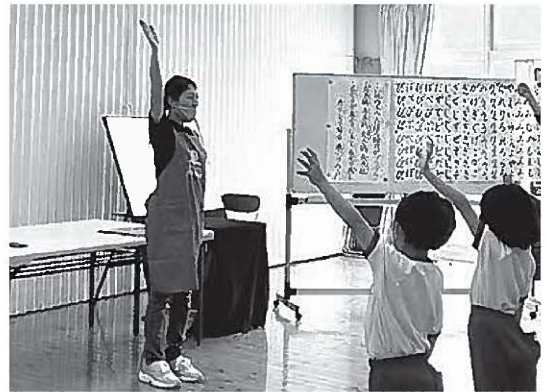


これらの活動とは別に、この秋、猟友会に加入しました。地元猟師さんの豊富な知識や知恵、この土地ならではの狩猟の技術を受け継ぎたいと考えています。もともと狩猟免許は所持していましたが、9月に猟銃の所持許可が下りまた先輩猟師さんから猟銃をお譲りいただきました。

将来的には駆除班に入ること、地域貢献に役立てればと考えております。私の活動内容を紹介する「協力隊サヤジのおもっしょい!新聞」を発行していますので、そちらも併せて読んでいただけると嬉しいです。

<図書館>

- ・イベント企画、ワークショップ開催、告知フライヤー制作
- ・図書館ロゴデザイン、「森のほんだな」ネーミング考案、エプロンなど制作
- ・ポイントカードのあれこれ制作（カード、告知チラシ、ノベルティグッズ、ゴム印）
- ・おはなし会への参加（定例会、準備、練習、パネルシアター制作）等



【南阿波定住自立圏共生ビジョン】女性支援パートナーシップ事業

女性のための生き方なんでも相談

相談日

女性問題の専門カウンセラー(徳島市在住)による相談です

| | |
|----------|----------------------------|
| 毎週火曜日 | 午後1時から午後5時まで |
| 第2・第4金曜日 | 午後1時から午後4時まで（祝日・年末年始は除きます） |

※相談場所については、予約時にご案内いたします。

| | |
|-----|--|
| 連絡先 | なんでも相談予約電話 TEL 0884-22-0361(平日 8:30~17:15) |
|-----|--|

相談時間は1回50分です。相談料は無料です。面接相談・電話相談ともに予約が必要です。

秘密は厳守
いたします



館蔵品展 -木の彫刻と木版画-

開催中～11月28日(日)まで

休館日：毎週月曜日（祝日の場合翌日）

入館料：一般（高校生以上）330円、中学生以下無料

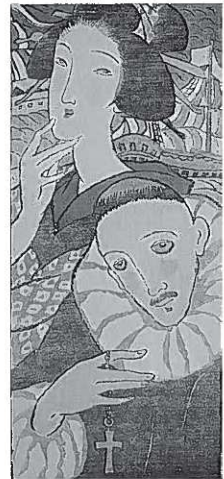
*11月13日(土)は「関西文化の日」実施につき入館料を無料といたします。

当美術館では地域の特色を活かした木の彫刻と木版画を収蔵しています。本展では、当館の収蔵する作品から日本を代表する彫刻家である鈴木実や深井隆など木彫作品をはじめ、木版画では広重・歌麿などの浮世絵から竹久夢二、川瀬巴水などの作品を展示しています。

■当館学芸員による 展示解説

11月23日（火・祝）
午後2時～2時30分

竹久夢二「麻利那観音」
女人伴天連第八話
1924年 木版画



■木版画実技講座「年賀状を作ろう」

日時：11月28日(日) 午前10時～午後4時

講師：平木 美鶴 氏

（日本版画協会会員・徳島大学教授）

内容：木版による年賀状の制作講座

要
申込

募集要項：15名（小学校4年生以上可・先着順）

参加費：1名につき500円

申し込み方法：11月24日(水)までに美術館（62-1117）まで電話にて申し込みください。

受講生
募集！

■講座のお知らせ 古文書講座

11月13日(土) 午後1時30分～3時30分

■休館日のお知らせ 展示替えのため11月30日(火)～

12月3日(金)を臨時休館日とさせていただきます。

■新型コロナウイルスの状況によって展覧会期、各種行事を中止または延期することがあります。最新の情報はホームページ等でご確認下さい。

※お問い合わせ・講座のお申し込みは・・・ 相生森林美術館（TEL 0884-62-1117）まで

那賀町農村舞台再生協議会事務局



農村舞台公演中止のお知らせ

11月に予定しておりました「坂州農村舞台公演」と「八面神社農村舞台公演」は新型コロナウイルス感染症拡大のため中止とさせていただきます。

今年度におきましては、すべての公演が中止となってしまいましたが、来年度には、多くの農村舞台公演が開催出来るよう検討していきたいと考えていますので、ご理解賜りますようお願いいたします。 お問い合わせ先 那賀町教育委員会 TEL 0884-62-1106

木頭地区産業文化祭の中止について

令和3年度の木頭地区産業文化祭につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止することを決定いたしました。ご理解いただきますようお願いいたします。

木頭地区産業文化祭実行委員会

木頭図書館だより



新着本を紹介します

(一部だけご紹介します。
ほか図書館だより、Facebook等でお知らせいたします。)

■ 児童書

- ・ おじいちゃんのたびじたく ソ・ヨン
- ・ おむつのなか、みせてみせて！
ヒド・ファン・ヘネヒテン
- ・ おうさまがかえってくる 100 ぴょうまえ！
柏原 佳世子
- ・ やさいさん tupera tupera
- ・ ヨチヨチ父～とまどう日々～
よしたけしんすけ
- ・ おむすびの転がる町 panpanya

■ 一般書

- ・ 彼岸花が咲く島 李 琴峰
- ・ 貝に続く場所にて 石沢 麻依
- ・ 星落ちて、なお 澤田 瞳子
- ・ 遠巷説百物語 京極 夏彦
- ・ 最後の名裁き 大岡越前ふたたび 早見 俊

- ・ 石北本線 殺人の記憶 西村京太郎
- ・ キネマの天使 メロドラマの日 赤川 次郎
- ・ ロータスコンフィデンシャル 今野 敏
- ・ クララとお日さま カズオ・イシグロ
- ・ 世界史の針が巻き戻るとき
マルクス・ガブリエル
- ・ 世界は思考で変えられる
：自閉症の僕が見つけた
「いつもの景色」が輝く 43 の視点
東田 直樹
- ・ 「いろんな人がいる」当たり前教室に
原田真知子
- ・ 池上彰の君と考える戦争のない未来 池上 彰
- ・ 希望の一滴 中村 哲
- ・ 農家が教える ゆずづくし
スイーツ・加工と保存・庭先栽培 農文協 編

【「四国のチベット」木頭より

～クマがいる地域のミライを考える～

オンラインシンポジウム開催のご案内】

映像作家の宍戸大裕氏による短編ドキュメンタリー映像の上映を中心に、絶滅が危惧される四国のツキノワグマの保全と地域との連携活動のこれからを議論していきます。クマの保全と地域の豊かな暮らしを両立するために、いま私たちが出来ることを一緒に考えてみませんか？

日 時：2021年12月12日(日) 13:00～15:30
会 場：オンライン開催 (Youtube ライブ配信を使用)
主 催：四国自然史科学研究センター
共 催：那賀町立木頭図書館、日本自然保護協会 (NACS-J)、
日本クマネットワーク (JBN)

参加費：無料 (事前申し込み制)

※申込方法等の詳細は後日改めてお知らせいたします。



【移動図書館をはじめます！】

木頭図書館では、那賀町全域に図書館サービスをお届けするために移動図書館をはじめます。場所を貸していただけの団体様や事業主様、また利用したいと思われる方がいらっしゃいましたら木頭図書館までご連絡くださいませ。(木頭図書館 TEL: 0884-68-2226)

* Facebook、Instagram、Twitter で日々の情報をお届けしています。【木頭図書館】で検索してください。

■ 木頭図書館

TEL 0884-68-2226
IP 050-8800-6011
FAX 0884-68-2566

【休館日】日曜・祝日

【開館時間】10:30～18:00 (土曜は17:00まで)

※1人10冊まで。貸出期間は2週間です。

■ 鷺敷図書室

TEL・FAX 0884-63-0117
IP (鷺敷地区のみ) 63-0117

【休室日】月曜・火曜

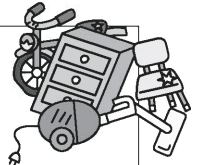
【開室時間】9:00～12:00、13:00～16:00

※木頭図書館の本も貸出できます。

上那賀地区のみなさんへ

12月の大型ゴミの受付は11月末までです!

上那賀地区の大型ゴミ収集は12月ですが、受付は収集月の前月中までです。
※各地区の収集日はゴミ収集カレンダーでご確認ください。



受付期日までに役場窓口でシール券をご購入ください。

- ・大型ゴミの品目によってシール券の金額は異なります(詳しくは窓口または環境課へおたずねください)。
- ・1回の回収で1世帯につき10個まで大型ゴミが出せます。
- ・直接のお持ち込みについては那賀町クリーンセンター(Tel 0884-64-0754 IP 050-8800-2037)へご連絡ください。

【問い合わせ先】 那賀町役場環境課 Tel 0884-62-1192

ほがらかくん SP

187〈職員バンド〉 by でじまん



《相生共販所》
(令和3年10月20日開催)
第642回市

●売上数量
1,825㎡
(496,856才)

| 樹種 | 長さ | 径級 | 平均単価 | | |
|-------|-----------|-------|-----------|-------|----------|
| 杉 | 3m | ～11 | 200円/本 | | |
| | | 12～13 | 7,000円/㎡ | | |
| | | 14～16 | 14,000円/㎡ | | |
| | | 18～22 | 16,500円/㎡ | | |
| | 4m | ～8 | 300円/本 | | |
| | | 9～13 | 9,000円/㎡ | | |
| | | 14～16 | 13,500円/㎡ | | |
| | | 18～32 | 17,000円/㎡ | | |
| | | 松 | 3m | ～11 | 200円/本 |
| | | | | 12～13 | 7,000円/㎡ |
| 14～16 | 29,000円/㎡ | | | | |
| 18～22 | 29,000円/㎡ | | | | |
| 4m | ～8 | | 300円/本 | | |
| | 9～13 | | 11,000円/㎡ | | |
| | 14～16 | | 30,000円/㎡ | | |
| | 18～22 | | 29,000円/㎡ | | |

11月の行政相談開設日

| 開催日時 | 相談所 | 相談委員 |
|---------------------|-------------|----------|
| 11月18日(木) 10時～12時 | 那賀町地域交流センター | 西田 整 委員 |
| 11月24日(水) 10時～12時 | 相生老人福祉センター | 中田 昌一 委員 |
| 11月19日(金) 13時半～15時半 | 上 那 賀 支 所 | 新居 貢 委員 |

※新型コロナの影響により相談所を中止する場合があります。
中止の場合はケーブルテレビにて周知いたします。

11月の人権相談

相談は無料で秘密は固く守られます。
お気軽に人権擁護委員にご相談ください。

相談日 11月19日(金) 10:00～12:00
相談場所 地域交流センター

ひまわりは
人権の花です。



相談を希望される方は前日までに住民課 (TEL 0884-62-1194) までご連絡ください。

短歌 (水の花)

新しい年の始めに想う事
笑顔で居間を出る事願う
橋 本 イチエ

カヤックの掛け声響くダム湖畔
スタートダッシュに湖面の割れて
亀 島 賀陽子

悔いてはならぬ銀メダルあり
坂 口 郁 生

短歌 (流域)

不自由な体苦にせず懸命に
励む選手の姿尊し
西 原 貞 子

捕へたる螢を蚊帳に放ちては
従姉と追ひし楽しき夏の日
森 田 道 子

とんでみる昔のなわとび思いつつ
阿 川 小 鈴

ゴーヤづる暑さつかんだ軒すだれ
西 村 マサエ

御褒美の独り焼肉フライパン
森 井 ユリ子

肉眼でも見える川底鮎光る
武 田 重 子

留守番を頼んだ人は九十才
溝 口 百 合

川柳 (あいおい川柳会)



那賀町の 金貨集り 開催決定!

新型コロナウイルスが蔓延し、人を集めたイベントの中止・縮小が相次ぎました。そこで、昨年に引き続き令和3年12月12日、令和4年1月9日に那賀町PRイベントをオンラインで開催します。

那賀町内の小学生にも告知を手伝っていただきました。小学生が出演する番組告知動画は那賀町YouTubeチャンネル内で随時配信されますので、ぜひご覧ください。(小学生が出演する告知はイベント当日も配信されます)

那賀町
You Tube
チャンネル

100歳 おめでとうございます

岩崎 クニ子 (那賀町梁ノ上)
大正10年10月1日生まれ

岩崎さんのご長寿を記念して、県知事及び那賀町長のお祝い状と記念品の贈呈が行われました。コロナウイルス感染症対策のため、ご家族へのお渡しとなりましたが、入所中の施設へご家族が訪問し、お祝いの言葉をお掛けした際には、笑顔で喜ばれていたそうです。

これからもお元気で長生きしてください。

「一緒にこどもを見守らんで？」

阿南警察署と那賀町防犯連合会の協力により「見守りのベンチ」が那賀町役場前に設置されました。開始式では地域の子どもに向けて警察音楽隊の演奏発表がありました。地域防犯のため、皆様の”ながら見守り”のご協力をお待ちしています。

母子手帳の交付は、4月1日より原則保健センターで行います。(役場・各支所では行えません。) 詳しくは下記のお問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】
那賀町保健センター
TEL 0884-62-3892
住所 那賀町大久保字大西3番地2
(那賀町包括ケアセンター建物内)

母子健康手帳

妊娠届け
予約フォーム